(第 1440 号付録)

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

改正 関 の 一部 を 下 で 関 の 一部 を 下 で 表 で 変 を で ま で ま で 推 の が ま で か 推 の か が か が か が か が か が か が か が か が か が か	-五 地域人口の急減に対処す -五 地域人口の急減に対処す	策	 六 議院に出頭する証人等の た 世方院法及び地方税法等の一部を改正する法律 一 特 三二 特 三二 特 一二 特 一三 特 一三 特 一三 特 一三 中部を改正する法律の 一部を改正する法律の 一部を改正する法律の 一部を改正する法律 三一 特 三三 中部を改正する法律 三一 特 三三 中部を改正する法律 	官報目録
確化等に関する時別措置 四七 令和六年等における特定 地域に係る激甚災害及び されに対し適用すべき措 これに対し適用すべき措	四五 電気事業法施行令の一部 を改正する政令 四六 沖縄県の区域内における 位置境界不明地域内の各	四三 駐車場法施行令の一部を四四 令和六年六月八日から七四四 令和六年六月八日から七店よる災害についての激による災害についての激をしたる災害との指定に関	四二 補助金等に係る予算の施行令の一部を改正する法律	一八 令和 7年 令和 7年 令和 月月 付録 日本 発行成 内内国 発行成 内国 発情作成 内国
高特別措置部を改正す出まび害及び一二一二一二一二一二	中の一部を改正す 七 中の区域内におけるの区域内におけるの区域内における 七	への指定に関では対し適では対し適では対し適では対し適では対し適ではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれるではずれる	改 正 す る 法 者 五	一 す る
= =	= =	=	二	
五五五	五 四	<u> </u>	五 四 〇 九	プラー
放行今の一音を改正する政令 の損害賠償責任の制限及の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める法律の施行期日を定める	(i) の推進に関 をではよる安 をではよる安 をではる安 をではる安	経済施策を一体的に講ずを済施策を一体的に講ずる政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正をする政令の一部を改正をする政令の一部を改正をする政令の一部を改正を対している。	原雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びについての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を定める政令	での一つであり、これのでは、これので
四 四 51 51	一 四 51	一		2.1. が政
六	六	六 五 三	= =	政令・条約については、 が掲載されています。1.件名の上のゴシック料 2.件名の下の数字のうた 字は号外番号、下段は 字は号外番号、下段は
六 <i>六</i> 五 四		<u> </u>	六 五 五 五 〇 九 八 七	五六 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
すす村国令に賠料るるに民の関償	野を特の本等林び助き で、例、農大に関する。 で、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これ	ための特別の財産は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	正女子 三大攻撃事態等 三大攻撃事態等 三大攻撃事態等 三大攻撃事態等 三大攻撃事態等 三大攻撃事態等	(正区) はり奴
特定タン大ーに係る特定を改立する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令市町国民年金法に基づき市町国民年金法に基づき市町国民年金法に基づき市町国民年金法に基づき市町国民年金法に基づき市町国民年金法に基づき市町	が助成に関する法律の農 特例に関する政令及び東日 本大震災に対処するため の農林水産省関係政令の の農林水産省関係政令の で関する政令の一部 を改正する政令	を は 」で を 政令 の 一部 を 改 正 す る 政 管 察 庁 組織 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 と め の 特別 の 財 政 援助 及 た め の 特別 の 財 政 援助 及	正大攻撃事態等によける 国民の保護のための措置 国民の保護のための措置 部を改正する政令 部を改正する政令 ででする政令 ででする政令 ででする政令 ででする政令 ででする政令 ででする政令 ででする政令	ー ロ 9
及 タン 大 一 に 係 る 料 定 を 政 今 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 等 の 一 部 を 改 正	ルファンス 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	前の財政援助及 部を改正する政 部を改正する政 一九 55 一九 55 55	令 一 の令行のにまめのまたのののである。 の 一 部 で 一 一 一 一 1 九 四	れの公布の日に「法令のあら ◇ は掲載日、中段のアラビア数 を示す。 を示す。 一四 51

	令和 7	年 4	月8	日	火	曜日			É	幸	日	録		(第	1 4	14) 是	计付金	録)		3)	月目	録		2	
	七五			七四		:	t E	ŧ	-		t		t O			;	六 九		六八			六 七	;			六六	
	の 助 す 経 及 る	年度等を定める政令の一条第一項の政令で定める	の災害対策基本法第百二豪雨による災害について	七月三十一日までの間の令和二年五月十五日から		る法律施庁令の一部を改た者等の災害給付に関す	海上保安官に協力援助しの一部を改正する政令	令 O		る法律施行令の一部を改	した者の災害給付に関す警察官の職務に協力援助		警察法施行令の一部を改	女Eする汝令する法律施行令の一部を	措置に	の保護を図るための刑事		てる	検察審査員等の旅費、日の一音を改立する政令	ラーボを な正する 政令	準に関する法律施行	吸漏制及び教職員定数の公立義務教育諸学校の学	<u>ځ</u> (ک	令の一部を改	の名称及び位置を定める ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人の	
二 六 64	二 六 64				三 六 64		二 六 64		二 六 64			二 六 64	- - 6				ー 6		<u>页</u>				三 四 60				日号外
八	七				七		六		六			六	D	Ц			Д	1	_=	-			二				ジペー
	, =	Λ Ε		八四			八三	<u> </u>				<u> </u>		八 〇		-	ቲ 九		七八				t t				七六
関 会		障害者の日常生活及び行期日を定める政令	改正する法律の一部の施るための法律等の一部を	会生活を総合的に支援す 障害者の日常生活及び社	正する政令	る法律施行令の一部を改障害給付金の支給に関す		の一部を改正する政令一児童扶養手当法施行令等	令	行令の一部を改正する政	済に関する特別措置法施持和による優別を言いま	妾重こよる建康皮害り故一新型インフルエンサ予防	を改正する政令	予	一部を改正する政令	機器総合機構法施行令	の一音を改訂する政令) 一番主文三十 6女 6 接護に関する法律施行令	原	政令(一音》。	る政令の一部を致正する人の旅費及ひ手当に関す	おける参考人及び鑑		る政令	関する政令の一部を改正	艦定人の旅費及び手当こ続等における参考人及び	金融商品取引法の塞
二六		二六			二六			二六	二六				二六		二六		_ 			二六				二六			
64 一 四		64 一 匹			64 一 四			64 	64 <u>=</u>				64 		64 		6	4		64 九				64 八			
がの推	る教育、保育等の総合的び就学前の子どもに関する政令及経過措置に関する政令及	糸女う等りを帯女が施行に伴う厚生労働		たい 地域の自主性及び自立性	関する政令 二八 68 一五	哲定的な不当兼売関税に 九五 黒鉛電極に対して課する	_	他 方 自 台 去 を 可 る 。 。 。 の に る に の に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る に る る に る 。 る 。 に 。 る 。 に 。 る 。 る 。 に 。 。 。 る 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	特例の一部を改正する政 「賃券賃券で会言・「国际	ナニ 予算決算及で会計や富寺	き 耳 きすんぶ き ナ 措置の指定に関す	びこれに対し適用すべき	害についての激甚災害及 尹解波市の区域に停るジ	大沿度市の区域に系る災生した大火による岩手県	九二 令和七年二月十九日に発	を改	一部	を改正する政令 二八 88 一一 一大〇 文音科学雀維羅令の一部	を改正する政令	部	ひ正する政令 二八 8 一一 八 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	可 有 至	令の一部を改正する	経費の基準に関す	議員の選挙等の執行	の一部を致正する政令 二六 ¼ 一六支給に関する法律施行令	八六 年金生活者支援給付金の
	9		<u> </u>			0			00					九九				九 八									九七
を改正する政令 関する法律施行令の一部 公害健康被害の補償等に	正する政令 二八 68 電波法による旅費等の額 電波法による旅費等の額			法律の施行に伴う関係政	信託及び投資法人に関す	金融商品取引法及び投資 二八 68 一八	の施行期日を定める	る法律の一部を改正する	金融商品取引法及び投資	を改正する政令 二八 8 一七	手当に関する政令の一部	人及が監官人の依書及がの調査手続における参考	取引の確保に関する法律	私的独占の禁止及び公正	i	める政令の一部を改正す	公務災害補償の基準を定するのでは、		の一部を改正する政令 二八 88 一六	び経過措置に関する政令	こ半う関系政令の整備及 部を改正する法律の施行	令及び地方公務員法の一	額の最高限度を定める政	に要する経費の国庫負担	教職員の給与及び報酬等	たぎレ書の規定で基づき 二条ただし書及び第三条	義務教育費国庫負扣

3	令和 7	7年4	4 月	8	日	火	曜日	1			官	報目] 釒	录		(第	1 ∠	14	Ю	号	付銀	表)		3)]	録			
		一 五	— 四		=	- - <u>-</u>		_ _ _		_				<u> </u>			— 〇九			— 〇 八						_ 연 七		_		— 〇 五
改正する政令 額を定める政令の一部を 教育手当に係る自己負担	額及び限度額並びに子女額、住居手当に係る控除	在外公館に勤務する外務正する政令			行令の一部を改正する政地方公務員の書補償法が		分	防衛省職員の災害補償にを改正する政令	関する法律施行令の一部	防衛省の職員の給与等に	令 政令の一部を改正する政	・ の	護法第八条の三第一項の	戦傷病者戦没者遺族等援	る政令		地方公路	政令			改正する政令	等を定める政令の一部を二第一項の名会が	二角一頁の手をこる合け	からとは対列等一回をひ正び恩給法等の一部を改正	の改定等に関する政令及	恩給法による恩給改定率	部を改正する政令	国民年金法施行令等の一	の一郎と女王に関する金等の算定に関する	国民健康保険の国庫負担
三 特8 三 三		特	8	二八 68 四八		二八 68 四八		二 八 68 三 五		(二 八 58 三 四				二 68 三 三			三 八 68 三			二 八 68 三 三						二 68 三 三	- - - - -	8	
	三五九				二八	_ 三 七		一 三 六	三五		— 二 四	Ξ		Ξ				Ξ		<u>_</u>			- - +	- - 1		— 八		- - 1	- -	— 六
令の一部を 明化等に関	和税特別措置の適用状況令の一部を改正する政令 三一完成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成行成	を改正する政令 三一関する沿律旅行令の一音) 出	保を図るための国外送	ハ 内国税の適正な課税の確当。	租税特別措置法施行令の	を改正する政令	、 国税通則法施行令の一部	消費税法施行令の一部を	部を改正する政令	『 登録免許税法施行令の一 三一改正する政令	相続税法施行令の一部を	部を改正する政令 三一	地方法人税法施行令の一	する政令三二	正する政令の一部を改正	税法施行令等の一部を改	法人税法施行令及び法人	を改正する政令	所得税法施行令等の一部		法施行令の一部を改正す	発音等所	也	方自治法施行令の一部を	地方財政法施行令及び地		土審議会令の一部を改正	国上で重介目戦分をが	ハ 農林水産省組織令の一部
特8	一 特8	一 特8			特		一 特8	+6		一 特8	特		一 特8		一 特8				一 特8		一 持8			一 特8	3		一 特8		一 特8	
= 	<u>=</u>	11011			ī,		六九	<u> </u>		三	<u></u>	-	三		<u> </u>				긆		契						翌		四五	
	<u>四</u>	_ 四 C	-])		- = +	- <u>-</u> L		三八		:	_ ≣ ቲ		Ξ					三五		三四				=======================================			Ξ			Ξ
る政令 関係政令の整備等に関す 正する法律の施行に伴う	関税定率法等の一部を改令の整備に関する政令一部の施行に伴う関係政	の一部を改正する法律の子とも・子育で支援対等	立 い こ かして受になる	関係政令の整備に関する	正する法律の施行に伴う出れる民法等の一音を改	た。 一部を改正する政令	に課する関税に関する政	の国を原産地とする物品国際関係の緊急時に特定	改正する政令	する法律施行令の一部を	国税収納金整理資金に関令	政令の一部を改正する政	防衛力強化資金に関する	する政令	例に関する経過措置に関	伴うたばこ税の税率の特	する法律の一部の施行に	所得税法等の一部を改正	政令	防衛特別法人税に関する	の一部を改正する政令	特例に関する法律施行令という。	国党曷系去世の景響に文品	章 型		政令の一部を改正する政	特	令の一部を改正する政令	持持列こ割けら去津施庁 に係る国税関係法律の臨	東日本大震災の被災者等
三	三		\equiv			Ξ			\equiv		Ξ			\equiv					≡		三				\equiv			\equiv		
特9	特8 三		特8 三			特8			特8 三 ₀		特目			特8 三乳					特8 三溫		持8 ≘				特8			特8 三○ <u>□</u>		
六	五四	Ξ										>				t		六			三 五				<u> </u>	_ 	_			_ 四 二
一部を改正する内閣官房 三一一部を改正する内閣官房令の	_	宮房の一 二		る知識及び能力等に関す	験の種類ごとに求められ曜及ひ種類並ひに採用記			川の一部と女匠に合う引失業者の退職手当支給規	0 内閣言 房	卢		る規則 二六	一部を改正す	習専念資金の貸与等に関	規則及び司法修習生の修			不動産登記の嘱託に関す		規則等の一部を改正する	民事訴訟費用等に関する		最高裁規則		の一部を改正する政令 三一年別の別を改正する政令	寺別 目慰金支給去施一合業別 書祭 を選がた 対する	皇左		改正する法律の施行に半援に関する法律の一部を	大学等における修学の支
		\	Л				七									+	_		三 42					- 1						
71	6		51									64							42					1	持9		特9)		

令

三

71

三四

令の一部を改正する命令 状況の報告等に関する命

 \equiv

特8

풎

事業の認定申請及び実施

施計画及び特定情報通信

情報通信産業振興措置実

〇内 閣 府、

総務省、

71

三五

社債、株式等の振替に関

〇内閣府、法務省

する命令の一部を改正す

る命令

七

几

省令

施行規程の一部を改正す

る命令

三

42

_ O

防国農文外総 土林部 衛交水科務務 通産学 省省、省、省、 42

子ども・子育て支援特別

会計事務取扱規則

特8

퉂

〇内閣府、

財務省、

預金保険法施行規則の一

〇内閣府、財務省

部を改正する命令

71

四二

〇内 閣 府、

財務省

四

五 62

経済産業省・財務省・内

険法施行規則の一部を改 農水産業協同組合貯金保

正する命令

71

兀

〇内 閣 府、

財務省、

閣府関係株式会社商工組

合中央金庫法施行規則

部を改正する命令

二八

68

긆

二八

68

긆

四 五 地方公務員等共済組合法 産業競争力強化法施行規 び導入の促進に関する法 用システムの開発供給及 特定高度情報通信技術活 支援機構法施行規則の一 株式会社地域経済活性化 律施行規則の一部を改正 部を改正する命令 則の一部を改正する命令 する命令 〇内 閣府、 〇財務省、経済産業省、内閣府、総 務 省、 総務省、 \equiv \equiv 三 71 特8 特8 三四 亖

를

5

関する命令の一部を改正

二八

68

<u>=</u>

を改正する命令

三

特8

둦

付金及び第二種負担金算 務の提供に係る第二種交

五

62

を定める省令等を廃止す 措置が適用される場合等 方税の不均一課税に伴う

三

特8

圭

二九

山村振興法第十四条の地

される場合等を定める省

一課税に伴う措置が適用

令等の一部を改正する省

三

特8

둞

四

六

離島振興法第二十条の地

改正する省令

71

七七

方税の課税免除又は不均

六

二七

総務省組織規則の一部を

四

돗

無線設備規則の一部を改

正する省令

71

七四

71

七四

る省令の一部を改正する 損害補償の支給等に関す 五五

非常勤消防団員等に係る

の一部を改正する省令の

部を改正する省令

三

71

六九

等共済組合法施行規則等 施行規則及び地方公務員 二四

地方公務員等共済組合法

の一部を改正する省令

三

71

六八

Ξ

の一部を改正する省令 し等の交付に関する省令

 \equiv

71

六六

動産に関する権利の登記 総務省の所管に属する不

嘱託職員を指定する省令

票の写し等及び除票の写

の写しの閲覧並びに住民 及び住民基本台帳の一部 $\bar{\bar{o}}$

電気通信事業法施行規則

部を改正する省令

二六

64

及び電気通信事業報告規

一 九 八

衛星基幹放送に係る周波

七

電気通信事業法施行規則

等の一部を改正する省令

<u>二</u> 五

62

= = 0

二六

Ξ

住民基本台帳法施行規則

Ξ

地方債に関する省令の

則の一部を改正する省令

二六

64

部を改正する省令

元

68

芸

事務を定める命令の一部

庁令・総務省令で定める

安委員会の意見の聴取に

特	一部を改正する省令 三一	特量	一部を改正する省令	=		等の一部を改正する省令	<u>pu</u>	正する省令
	推進等に関する省令の	8	法人税法施行規則の	: 	•	税特別措置法施行規	Ī	
	通信技術を活用した行政	三一 特8 三0	る省令	_	一 八 54	則の一部を改正する省	一九 55 七六	正する
	三三 国税関係法令に係る情報		一九 法人税法施行規則等の一	_		八 国家公務員宿舎法施行規		九 戸籍法施行規則の一部を
特		三一 特8	省令	_		する省令	二 49 七	の一部を改正する省令
	則の一		一八 所得税法施行規則の一部	_		関する省令の一部を改正		八 更生保護委託費支弁基準
特	10 11 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	三 71 九一	令			盟に伴う国債の発行等に	 49 	する省令
	年 男 治 丿 利 に 뭙 で る		例に関する省令の一部を			七 国際復興開発銀行への加		法施行規則の一部を改正
特	方面寺川去し兑こ園から	_	る保管金取扱規程等の特			〇財 務 省		七 出入国管理及び難民認定
長	令		る場合	_	二七	省令		改正する省令
	規則の一部を改正する省		一七 電子情報処理組織を使用	_		則の一部を改正す		六 恩赦法施行規則の一部を
	時特例に関する法律施行	三 71 九〇	一部を改正する省令			等の納付に関する法律施		〇法 務 省
	に係る国税		務取扱規則の			する方法による国の歳入	三一 特8	する省令
	三〇 東日本大震災の被災者等	_	に関する規則及び防衛力			係る情報通信技術を利用		律施行規則の一部を改正
特8	る省令ニー		一六 歳入歳出外の国庫内移換	_		七 外務省の所管する法令に		び導入の促進に関する法
	施行規則の一部を改正す	三 71 九〇	の一部を改正する省令	<u>=</u>	一 四 51	を改正する省令		用システムの開発供給及
	の透明化等に関する法律		用の手続に関する規則					特定高度情報通信技術活
	二九 租税特別措置の適用状況		財政融資資金の管理及び			六 国外における旅券手数料		רעו
特8	を改正する省令 三一			<u></u>	一 四 51	を改正する省令		〇総務省、経済産業省
3	則の一部		銀行財	_			三一特8 三星	一部を改正する省令
	の保存方法等の特例に関	三 71 八 三	省令			五 領事官の徴収する手数料		本計画等に関する省令の
	成する国務関係帳簿書類		則の一部を改正する		二 三 50	を改正する省令		四条第一項に規定する基
	二八 電子言算機を使用して作	_	一四 医家公務員共済組合法施	_				基盤強化に関する法律第
朱	言る十年後でもヨシニョ	ニア 68 妻	の提出に関する省合	_		お		による地域の成長発展の
接 皇	部を改正する省合三二	8	付こ関上ら針合権でなり旨の言明書			〇外 務 省		一 地域経済牽引事業の促進
	関する法律施行規則の一			<u> </u>	七 46	則の一部を改正する省令	省	済産業省、国土交
	等に係る調書の提出等に					保護に関する法律施行規	産省、	労働省、農林水務。省、財・務
			計画会			な実施及び技能実習生の	三一特 記	定める省令
	二七 内国税の適正な課税の確	_					8	原属させるも
特8 	等の一部を改正する省令 三一		りょう			〇法務省、厚生労働省		第十四条の規定により国
	二六 租税特別措置法施行規則	- -	県沿電阪ごサンに果たる	八 三 -	三 71	改正する省令		公共団体金融機構法附則
特8 <u></u>	部を改正する省令 三一	1 1 1	貝の一部を改正する省	-	7	一五公証人定員規則の一部を		一 令和七年度における地方
	二五 国税通則法施行規則の一	_	争に厚い	七九	Ξ 71	正する省合		〇総務省、財務省
特8	則の一部を改正する省令 三一			,	7	一四会社計算規則の一部を改	三一特別四	· 2
	二四 医際観光旅客税法施行規	_	府と15 日子	七八 -	Ξ 71	を改正する省令	8	三二 地方債に関する省令の一
特	I —		一日 対务省関系去合の青服所の一部を改立する省合		6	一三 矯正管区組織規則の一部	三一特三四	する省令
	二 石油ガス税法施行規則の	•	一郎主女三二 - 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		- 7 8	りょう	3	関する規則の一部を改正
特等	を改正する省令	60 <u>pu</u>	量长短丁見り			11、東京		付
	則の一部]) ! :	規則の一部を改正す			6.50~三二十二・5七代7 1 犯罪をした者及び非行の	三一特8三三	を改正する省令
特8	を改正する省令) 政府・資	匹	二 七 66	:: ` こうなが、!! : : : : : : : : : : : : : : : : : :		三〇 地方税法施行規則の一部
3	相続税法施行規則の一部		の発行	_		更生保護事業法施行規則	日 号外 ジー	

7	令和	フ 年	≛4	月	8 🛭	1	火雨	星日				官	畲	目	録			第	1.	44	10	号	付釒	录)		3	月目	目録	ŧ .			
正する省令 二四 60 四八一法律施行規則の一部を改 二 日本農林規格等に関する	○財務省、農林水産省 三一 71 九二	関する法律施行規則の一及び再商品化の促進等に	容器包装に係る分別収集	環境省	財務、省、厚生労働省、日本の	省合の一部を改正する 二国の 四五	業者の定期の報告に関す	二 食品廃棄物等多量発生事	令の一部を改正する省令 二四 60 四四	はるべき事項を定める省	等の促進に関する食品関	食品循環資源の再生利用	国土交通省、環境	〇農林水産省、経済産業省、則、務、省、厚生学働省	多省、厚层等	省令の一部を改正	する国債の発行交付等に	第二項の規定により発行		する	一部を改正する省令 三一 特 一〇	の推進等に関する省令の	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三丘 党関関系去令こ系る青服 省今の鏨理に関する省今 三一特 ラニ	8) Mir にどっけら行引:() 部を改正する法律の一部	ル社会形成基本法等の一	率化を図るためのデジタ	行政運営の簡素化及び効	者の利便性の向上並びに	る行政手続等に係る関	三四 情報通信技術の活用によ
令の一部を改正する省令 四 二省令の整備等に関する省	の保険料の徴収等に関す正する法律及び労働保険	吉補償保険法の一部を改一六 失業保険法及び労働者災	〇厚生労働省	令 一音 6 0 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	省冷の一部を牧Eする省拡散防止措置等を定める	用等に当たって執るべき	組換え生物等の第二種使	研究開発等に係る遺伝子) 文部斗学省、環境省の一部を改正する省令 三一特、一二		及び独立行政法人日本学		学の支	部を改正する省令	九 教育映象等審査規程の一 ニー 7 ナナー	貝の一	て彫料を 貧且機見明)	則の一部を改正	額の最高限度を定める政	に要する経費の国庫負担	教職員の給与及び報酬等	ただし書の規定に基づき		七 義務教育費国庫負担法第二回 三	貝 の 一 音	京 美田生活デ見引)一郎 カード 日本私立学校振興・共済	の一部を改正す	五 国立大学法人法施行規則	規程を廃止する省令 四 二	作成等	四 青少年の読書指導のため	〇文部科学省
一部を改正する省令 二七二六 救急救命士法施行規則の 二七	別の一部を改正する省保等に関する法律施行	二五 医薬品、医療機器等の品	を改正する省令 二六	予防接種実施規則の一部二四一子防接種法施行規則及び	一部を改正する省令 二六		一川 労働保険審査官及び労働 二元	う一郎と女三十ら分かっている特別措置法施行規則	る一酸化炭素中毒症に関	行規則及び炭鉱災害によ				規則の一部を改正する省	確保等に関する法律施行		-	_	一力 国民年金の事務費交付金	する	律施行規則の一部を改正	歳入等の納付に関する法	利用する方法による国の			部を牧王する省令の一五の用途を定める省令の一五)別(********) (*****) (*****) (*****) (****) (****) (****) (****) (****) (****) (****) (****) (****	定薬物及び同法第七十六	条第十五項に規定する指	確保等に関する法律第二	質、有効性	一七 医薬品、医療機器等の品
66 66 一 一 六			ハ 64 二 九		ハ 64 二 八		6- - t	4			ロ 62 ナ ニ	2					5	九 55 三		_	•					<u>п</u> .						
一部を改正する省令 三一 71 回0令の整備に関する省令のに伴う厚生労働省関係省	-	一部を改正する省令 三一 71 三一 建二六 健康保険法施行規則等の	る省令	する省令の一部を改正す	金等の交付額の算定こ場 三五 国民健康保険の調整交付	正する省令	に関する省令の一部を改	担金等の交付額等の算定担金等の交付額等の算定	国 民 建展呆负	規則等の一部を改正する	1木	質、有効	器等の品	を改正する省令	三二医療法施行規則等の一部(名の動物を制造している)と、	=	守て半り夏三芳助 育園系 改正する法律の一部の施	るための法律等の一部を	会生活を総合的に支援す		等の一部を改正する省令 二八 68 三二	等に関する法律施	定 - - -	の一部を致正する省令 二八 8 三三 二年 二年 二十二年 三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	等こ掲する去津 <u>極</u> 亍見則 及こ保険料の新作の特例	よがR食料)内計) 持利		医療連携推進法人会計基	二八 医療法施行規則及び地域	令 二七 66 一八		二七 確定給付企業年金法施行

令和 7 年 4 月 8	8日 火曜日	官報目録	(第 144O 号付録)	3月目録 8
四四四六六六	四 四 四 五 三	四 二	四 一 〇	五 九 八
関の一部を改正する省令 三一 財の一部を改正する省令 三一 特別・財産形成促進法施 行規則の一部を改正する 省令 三一 雇用保険法施行規則等の 三一 職没者等の遺族に対する 特別・用慰金支給法施行規 則の一部を改正する省令 三一	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省会を改正する省令を改正する省合を改正する省合を改正する省合を改正する省合を改正する省合を改正する省合を改正する省合を	を 具有して に 大川する は 大川する は 大川する は 大川する は 大川する は 大学が 大川する は 大学が 大川する は 大学が 大学が 大学が 大学が 大学が 大学が 大学が 大学が	部を改正する省令 三 原師法第十六条の二第一 項に規定する臨床研修に 関する省令の一部を改正 関する省令 三 で医師法第十七条の二第一 で医師法第十七条の二第一 を解すべき知識及び技能 を得すべき知識及び技能 を得すべき知識及び技能	則 部 び 度 支 の を 関 払 一 改 計 係 基
特9 特8 特8 特8	特8 特8	特8 71	71 71	日 71 号外
	三 三、 三、 二、	三 二 三 三	<u> </u>	
四	 一 畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令 二 農業協同組合法施行規則 の一部を改正する省令 二 農業協同組合法施行規則	リミバエの緊急一部を改正する一部を改正する二	名令 〇農林水産省 ○農林水産省 長光協同組合法施 行規則の一部を改正する 省令 行規則の一部を改正する 省令 飼料及び飼料添加物の成 分規格等に関する省令の 一部を改正する省令 ででである。	則の一部を改正する 環 境 省 厚生労働省、国土交通省 厚生労働省、国土交通省 の再資源化解体の適 の再資源化解体の適
特8 71 71	71 68 68	四 四 60 51 四 四	三 六 三 C 50 45 42 47 一 四	7 49
		九 <u>一</u>	<u>л</u> — О —	- 0
曹定的な不当廉売関称に 関する政令第一条第一項 関する政令第一条第一項 関する政令第一条第一項 大震極でない旨の証明書 索電極でない旨の証明書 か発給に関する省令 の発給に関する省令 おなし小売電気事業者特 の発給に関する当り (利) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	一八 産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する 構の活用の状況に関する 調査に関する省令 規則等の一部を改正する 指令 黒鉛電極に対して課する	七 エネルギーの使用の合理 化及び非化石エネルギー 化及び非化石エネルギー 施行規則の一部を改正す 施行規則の一部を改正す あっちゅう しょう いっぱん いいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	二 流通業務の総合化及び効 本化の促進に関する法律 本化の促進に関する法律 を省令	□ 商品先物取引法施行規則 の一部を改正する省令 ○農林水産省、経済産業省 ○農林水産省、経済産業省 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ の業務運営に関する省令 の一部を改正する省令 ・ 二
三 二 71 68	三 八 七 68 66	二 七 后 66 62		二 <u>省</u> 六 60 64
· 元	二 一 宝 三	三 五	た 売	五 〇 三
○経済産業省、環境省三 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令○国土交通省○国土交通省○国する省令の一部を改正する省令三一		二七 中小企業における経営の	高圧ガス保安法に基づ 高圧ガス保安法に基づ 外国容器等製造業者及 外国特定設備製造業者 登録申請手数料の額の 算に関する省令の一部 改正する省令 松正する省令	二四 計量法関係手数料規則等 二二 存器保安規則等の一部を 改正する省令 三二 改正する省令 三二

9 令和	7年4	4月8日 火曜日	官報目録	(第 1440 号付録)	3月目録
一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を設定する省の一部を改正する省の一部を改正する省の一部を改正する省令	一九 道路運送法施行規則等の	- 五 航空35近管無音系維規貝	国 193 近 4 間 6 終 3 が 4 間 5 3 近 4 間 6 終 3 が 4 間 5 3 近 4 間 5 3 で 4 に関する法律に基づ 時定社会基盤事業者等 関する省令 する省令 する省令 する省合 する省合 する省合 から から かい	一四 国土交通省関係経済施策	一二 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに を改正する法律の一部 部を改正する法律の一部 の施行こ件方国上交通
三四 航空交通管制部組織 三五 気象庁組織規則の一 三五 気象庁組織規則の一	三三 地方航空局組織規則の一部を改正する省令 三一 71 2020	二方 国	二十 二十 二十 二十 三十 二十 三十 三十 一 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三 き 。 み う き み う き み う る み き み る み る み る み る み る み る み る み る み	1	二二 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を
	うとする金属等を含む廃る埋立場所等に排出しよ令第五条第一項に規定す		国土交通省、環境省 国土交通省、環境省 する省令の一部を改 する省令 三 42 る省令 三 42 る4 省 三 42	三方 東記著 治族行規貝の一部を 三九 航空法施行規則の一部を 四〇 国土交通省組織規則等の 四一 関西国際空港及び大阪国 際空港の一体的かつ効率 的な設置及び管理に関す の法律施行規則の一部を 改正する省令 三一 71 四三 一部を改正する省令 三一 71 四三 の古記置及び管理に関す のな設置及び管理に関す のな設置及び管理に関す	建安 産 を を で を で を で の 一部を 改正する 省 を で の 一部を みに まり 組む まり は は は は は に まり は は は は に まり は は は に ま に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に は に は に に に は に に に は に に に は に に に に に に に に に に に に に
A 事 院	規 則	八七六	 一部を改正する省令 四 防衛省所管に属する物品 の無償貸付及び譲与等に 関する省令の一部を改正 古る省令 一七 おを改正する省令 	一〇 環境省関係浄化槽法施行	九 平成二十三年三月十一日 に発生した東北地方太平 洋沖地震に伴う原子力発 電所の事故により放出さ れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の こ八 68 六四 である これ 68 六四 である 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	7年	4月8日	日 火曜	星日		官	報目	録	(第 1	440 ^ş	号付録)	3 月目録	10
二 私的独占の禁止及び公正 ・ 私的独占の禁止及び公正 ・ 私的独占の禁止及び公正	三 71 四	一 公正取引委員会事務総局 〇公正取引委員会 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	の一郎を女Eする人事に 償及び福祉事業の実施) 人事院規則一六―四(補	一六―四―二九 事院規則 三一 71 四三	正の福	人事院規則一六―三(災一六―三―五〇	を改正する人事院規則 三一 71 四0 災害補償の特例)の一部	船員である職員等に係る外公館に勤務する職員、人事院規則一六―二(在	成規則 三一 71 四	の一部を 職	する人事院規則 三一 71 四六及び休暇)の一部を改正 (職員の勤務時間、休日人事院規則一五―一四	一五―一四―四四 二六 64 三五 一五―一四―四四	一○―四―三八 人事院規則一○―四(職 日 号外 ジ
二九 組換えDNA技術応用食	告 示	五 内閣府政策紛担官の職務 三一 71 翌三 を改正する訓令 三一 71 翌三	〇内 閣 府	訓 令	する規則 二八 68 三0一関する規則の一部を改正	二 公害紛争の処理手続等に 一部を改正する規則 二八 68 元六	の施行等に関する規則の調整手続等に関する法律鉱業等に係る土地利用の	○公害等調整委員会 ○公害等調整委員会 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	施設区域整	こ関する規則 三一 江 岩二の施行に伴う個人情報保の施行に伴う個人情報保		ー 1 る情 II	則の一部を改 巡視員の服制 制に関する規 制に関する規
改正する件 改正する件 いて同令第六 は学術研究用 は学術研究用	史的若しくは文化的な資設であって、保有する歴	博第法	四一 公文書等の管理に関する 変更を認定した件 二七 66 三 三七 - 国家戦略特別区域計画の	を認定した件 二七 66総合特別区域計画の変更	める告示 二五 62 七八事項及び報告の方法を定	べき事項その也の必要な臣が告示で定める遵守す	規定に基づき内閣総理大八号の規定及び四の項の別を及び四の項の	1. での規定によっての規定によっての規定によっての規定によっての場合にで定める届	六項の第	表 一 語 を 基 基 を 区	より、注視区域等に関する法律における土地等	 重針措活 要置の	三 母子家庭等及び寡婦の生 一三 50 二九部を改正する件 一三 50 二九の交付に関する事務の一
一条の三十五条 四十 でに基づく生産性の向上 でに基づく生産性の向上 が定める基準を廃止する 告示 三一 特 四十 一条の三十五条 一年の 一条の三十五条 二十五条 二十五条	S D C C C C C C C C C	いための基準を定める件係る特定取得に該当しな係る特定取得が国の安全に	で、「本意でできる。」 規定に基づき、財務大臣 第二十八条の二第一項の	国為替及び下冠正する件の準を定める件の	資等に該当しないための安全等に係る対内直接投	る対内直接投資等が国の及び事業所管大臣が定め	規定に基づき、財務大臣第二十七条の二第一項の	I	の	色囲こ渇ける基準とができる上場株課税口座に受け入する件	資産の一部を改相総理大臣が定用総理大臣が定に		では で改正する件 を改正する件 を改正する件 を改正する件

(第 1440 号付録)

を改正する件物品及びその修理の	する身体障害及び厚生労働	定施に行	○内閣府、厚生労働省 :	井の一郎を女王广ら井 一二方公共団体の指定をす	した激甚災害に係る特定	令和元	る法律施行令の規定	の特別の財政援助等に関	こ付见すると	地方公共団体の指定をす		基づき、令和六年に発生 三	1丰	の特別の財政援助等に関	に	国土交通省	○厚生労働省、農林水産省、 内・閣・府・文部科学省	する件	準等の一部	するものとし	報通信産業の振興に特に		一沖縄振興特別措置法第三	〇 経済産業省 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		告示の一部を	務、事業、方法及び所轄	臣と協議して定める業	及び環境大	済産業大臣、国土交通大	Œ.	文部科学大臣、厚生労働目・終矛ラ目・貝矛ラ目	豆、総务大豆、才务大豆、	(4	条の十七第七項
の一部変更を認定した件 二八 三二示に関する公正競争規約	二輪自動車業における表 二八 二	関する公正競争規約の一	別意に合けら続い 二七 三	る公正競争規約の一部変	品類の提供の制限に関す	ける景	変更を認定した件 二七 一	する公正競争規約の一部	ビスケット類の表示に関	会、肖貴者宁	へ行幸啓になる件 一二 四	后両陛	庁	改正する件 三一 特 翌二	が定める基準等の一部を	するものとして主務大臣	地の形成の促進に特に資	国際競争力を有する観光	来訪の促進に資する高い	国内外からの観光旅客の	条第一項の規定に基づく	沖縄振興特別措置法第八	○内閣府、国土交通省	部を改正する件 三一 特 翌	大臣が定める基準等の一	に資するものとして主務	物流拠点産業の集積に特	十条の規定に基づく国際	沖縄振興特別措置法第五	一部を改正する件 三一 特 翌0	務大臣が定める基準等の	て	業革新	十六条の規定に基づく産	沖縄振興特別措置法第三
一三 特定社会基盤事業者を公 二	〇金融庁 三 71	護委員会関係告示の整理の施行に伴う個人情報保	部を改正する法律の一部	ル社会形成基本法等の一	率化を図るためのデジタ行政資常の能素们及て交	子女重営) 寛素と女が功者の希便性の自由立てに)等	六 情報通信技術の活用によ	一部	イン(行政機関等編)の	法律についてのガイドラ	五 個人情報の保護に関する	正する告示 二七 66	への提供編)の一部を改	イン(外国にある第三者	法律についてのガイドラ	四 個人情報の保護に関する	改正する告示 二七 66	イン(通則編)の一部を		三 個人情報の保護に関する		テロリストを公告する件 二一 特	に変更があった公告国際	の規定に基づき公告事項を見れる。	寺別昔置去第三条第四頁	る財産の東吉等こ関する。	を沓まえ我が国が実施す	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	国祭車合安全	専用道路を指定する件の	専用 <u>値</u> 各と音ぎ−・5件)	九 道路交通法第百十条第一	関する技術的基準	報の記録等に
<u>=</u>	四六六								量				美					三三												_	-			_	
を失った件	二三 銀行代理業者に録が失効した件	る電子決済等の			二〇 保険業法第二百九条第二	改正する件	準を指定する件の一部を	官が定める企業会計の基	規則に規定する金融庁長		一九 連結財務諸表の用語、	正する件	を指定する件の一部を改	が定める企業会計の基準	則に規定する金融庁長官	及び作成方法に関する規	一八 財務諸表等の用語、様式	件の一部を改正する件	する金融機関等を定める	基づき金融庁長官が指定	行令第三十九条の規定に	特別措置に関する法律施	一七 金融機能の強化のための	件の一部を改正する件	する金融機関等を定める	基づき金融庁長官が指定	法施行令第五条の規定に	の促進に関する特別措置	一六 金融機関等の組織再編	件の一部を改正する件	庁長官の権限等を定める	の規定を適用しない金	二第一項から第三項まで	一五 銀行法施行令第十七条	定を解除する件
を失った件代理業の許可がその効力	銀行代理業者に係る銀行録が失効した件	る電子決済等代行業の登電子決済等代行業の登		る届出に関	白九条第二		この一部を	会計の基	金融庁長	こ関する	用語、様		部を改	の基準	庁長官	する規	様式	る件	定める	か指定	規定に	法律施	ための	る件	正める	が指定	規定に	別措置	再編成	る件	定める	い金融	二項まで	-七条の	

令和7年4月8日	火曜日	官報目録	(第 1440 号付録)	3月目録	12
三 〇	二八	<u>=</u> t	二 六	<u></u>	<u>_</u> 四
本庁監理金融商品取引業本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の目であるがどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件	はる件の一部を改正する 中 リスク相当額及び基礎的リスク相当額及び基礎的リスク相当額及び基礎的リスク相当額、取引先リスク相当額、取引先リスク相当額の算出の基準	務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件 不動産関連特定投資運用不動産関連特定投資運用	き預金等の受払事務を金等の受払事務を合による金融事業合による金融事業を活する場合の規定をある。	信用金庫法施行規則第百 の六の四第一号イの規定 の六の四第一号イの規定 の六の四第一号イの規定 の六の四第一号イの規定 の六の四第一号イの規定	銀行法施行規則第十三条
$\begin{array}{cccc} - & - & - & - \\ \hline / & / & / & \hline / & \hline \\ 68 & 68 & 68 & 6 \\ = & = & = & = \\ \end{array}$	8 68	二 八 68 三		二 八 68 ≡	日 号 外 ジペ
= 10		三 〇九	= - -	<u>=</u>	1
三 六 改す当己有信に行一信部判	がのる及特を組		三 三 三 三 三 四 三 三 4 4 4 5 のる金を地多	三 二 3 全 一 田 及 庁 冬	三二
戦断するための基準の一項において準用する供信用金庫法第八十九条第行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保信用金庫連合会がその保信用金庫連合会がその保信用金庫であるかどうかを判断するための基準の一部をするための基準の一部を	が適当であるかどうかをが適当であるかどうかをの自己資本の充実の状況を資産等に照らしそれら及びその子会社の保有す及びその子会社の保有す及がその子会社の保有する。銀行法第五十二条の二十	定に基づき、銀行がその 定に基づき、銀行がその 自己資本の充実の状況が 自己資本の充実の状況が あ当であるかどうかを判 がするための基準の一部	条の規定に基づき国又は 地域を指定する件の一部 を改正する件 る内閣府令第二条第一頃 る内閣府令第二条第一項 の規定に基づき金融庁長 でだ定める書類を定める 官が定める書類を定める 官が定める書類を定める	る内閣府令附則第三十四 金融商品取引業等に関す 一部を改正する件 一部を改正する件の 一部を改正する件の 一部を改正する件の 一部を改正する件の 一部を改正する件の 一部を改正する件の 一部を改正する件の	内閣府令第三百四十融商品取引業等に関
Ξ Ξ		<u>=</u>	二 二 八	六	
71 71 程 里		71 	68 68 ==================================	68 == ==	
	四 〇	三九	三八		三七
資本の方美の状形等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	等三信事金の	規の銀件め判定二行る断	がが過ぎてあるかどうかを 判断するための基準の 一部を改正する件 三一 一部を改正する件 三一 子法人等の保有する資産 等に照らし当該最終指定 親会社及びその子法人等 の自己資本の充実の状況 が適当であるかどうかを	項において準用する銀行 項において準用は同組合及 基づき、信用協同組合及 び信用協同組合連合会が その保有する資産等に照 らし自己資本の充実の状	に関同
71 71	71	71	71		
五 二 二 五 五	四 八	四 八 四	四七八		
四	四 五		四四	四 三	四二
基づき、信用協同組合及 基づき、信用協同組合及 基づき、信用協同組合による金融事業 に関する法律第六条第一 項において準用する銀行 項において準用する銀行	言用金車重合会がその呆 同用金車法第八十九条第 一項において準用する銀 一項において準用する銀 に基づき、信用金庫及び に基づき、信用金庫及び	を	保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件 三一銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十	定に基づき、銀行がその 部を改正する件 銀行法第十四条の二の規 銀行法第十四条の二の規	において、最終指定親会金融庁長官が定める場合
二 71 	二 71 		二 71 	二 71 蓋	

(第 1440 号付録)

71 <u>含</u>	\equiv	する件で一部を改正	三 71 毫	件を基準の一音を改正する。	三 71 蓋 —	の一部を改正する件の一部を改正する件	する件 三一 71 三元 71 三
		配方長官が定める者等を		の健全性を判		- 🕰	営
		して農林水産大臣及び金湾ノ等なら隣なれる者と		中央金庫がその経営		本の充実の状況等につい	工組合中央金
		去人等から余かてる皆見	二八 68 三 三	一部を改正する件		の規定に基づき、自己資	規定に基づき、株式会社
		の見定で表づきる草園車「三多第一項及て第二項		が定める機械等を定める		十二四	庫法第二十三条第一項の
		十三条第一頁及び第二頁		水産大臣及び金融庁長官		三 労働金庫法施行規則第百	1 株式会社商工組合中央金
		一等で貢表で企びこ第七二条第二項及て第四項が		条の規定に基づき、農林	三一71		の一部を改正する件 二八 68 三四
		二条第二頁及述第四頁四一条の五第二項。第十二		業等に関する命令第十二			庫法の施行に関する告示
		· 安全 原 : 京 : 京 : 京 : 京 : 京 : 京 : 京 : 京 : 京 :		五の漁業協同組合等の信用事		当であるかどうかを判断	式会社
		発産 生産 行見引等 コー第四十二条並びに農材中	デ 68 三 三	件の一部を改正する件		己資本の充実の状況が適	産業省
		七条第十一項第五号及び	3			有する資産等に照らし自	金融、庁、財務省、
		一五 農林中央金庫法施行令第		ガランの後戌をい言うられる人民のでは、こうの後戌をいる前月長官			件二八三
71 <u>会</u>	Ξ			くぎて豆皮が全虫でです。		に基づき、労働金庫及び	機関を定め
		めの基準の一部を改正す		この見言によびき、農林		行法第十四条の二の規定	る法律第十七条の規定に
		営の健全性を判断するた		こ関する命令第十四条の一系(注)		一項において準用する銀	貯金口座の管理等に関す
		一四 漁業協同組合等がその経				二 労働金庫法第九十四条第	個人番号の利用による預
71 ≘	\equiv			組合及び農業協	二 八 68 三	一部を改正する件	一 預貯金者の意思に基づく
		めの基準の一部を改正す	二八 68 <u></u>			大臣が別に定める者等の	経済産業省
		営の健全性を判断するた		し定める件		労	〇厚生労働省、農林水産省、
		一三 農業協同組合等がその経		三 農林中央金庫法の施行に		第三者に委託する場合の	、財務省、
71 <u>令</u>	\equiv		三 42 六八	件		受	る牛の一部を致正する牛 二一 三二
		の基準の一部を改正する		める件の一部を改正する		一号イの規定に	き口座管理機関を指定す
		の健全性を判断するため		務大臣の定める区域を定		一 労働金庫法施行規則第九	十三号の規定に基
		一二 農林中央金庫がその経営		三条の規定に基づき主		庁、厚生労働	る法律第四十四条第
71 <u></u>	\equiv	正する件		二農業協同組合法施行令第	三 71	件	一 社債、株式等の振替に関
			三 42 六 七	件の一部を改正する件		する件の一部を改正する	○ 財務省 ○ 計務子 ○ 計務子
		本の充実の		協同組合連合会を定める		ための基準の一部を改正	, 8
		一漁業協司組合等の自己資		主務大臣の指定する農業		経営の健全性を判断する	の一部を女匠する中で三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
71 蘣	Ξ.	正する件		三角項の規定に基づき		商工組合中央金庫がその	める牛の一部を牧王する
		ての開示事項の一部を改		二十頁の見定で表づき、		規定に基づき、株式会社	判断するための基準を定
		本の充実の状況等につい		農業協司組合法第十条第		庫法第二十三条第一項の	が適当であるかどうかを
		一〇 農業協同組合等の自己資		芸林水産省		中	の自己資本の充実の状況
71 <u></u>	Ξ.	する件	三 71		三 71 臺	項の一部を改正する件	親会社及びその子法人等
		の開示事項の一部を改正		改正する件の一部を改正			等に照らし当該最終指定
				するための基準の一部を		またに 財務大臣及び金	子法人等の保有する資産
		九 農林中央金庫の自己資本		当であるかどうかを判断		の状況等について経済産	四七 最終指定親会社及びその
71 霍	Ξ.	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		己資本の充実の状況が適		基づき 自己資本の充実	を改正する件 三一71 雲
		めの基準の一部を改正す		有する資産等に照らし自		及で第八十六条の規定に	る件の一部
				労働金庫連合会がその保		なが第一十二年の記号には、第二十二年の十二年の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	を判断するための基準の
		岛司田		に基こき、労働金庫及こ		7一三多岁一工罗丑号	力通当であるかとご
71 	Ξ.	る件とは、一番を同じまで		行法第十四条の二の規定			い 適当である
		かの基準の一部を改正するのと		子芸等一回を)二)見言		户总定长拖亍見川外居依村立名补商二	2月21登13018180
		営の建全生を判断するた		一頁のおれて集用		署府関系朱式会 <u>生</u> 商工	の呆有する資産等で
		して 農業協同組合等がその経		四 労働金庫法第九十四条第		三 経済産業省・財務省・内	び信用協同組合連合会が

3月目録

一 に	二 児童福祉法に基づく指定 通所支援に要する費用の額 所支援に要する費用の額 の算定に関する基準等の 三一 71 〈○〈 一部を改正する告示 三一 71 〈○〈 一部を改正する告示 三一 71 〈○〈 一部を改正すると記述 「一部を改正すると記述 「一部を改正するという。		一 適格消費者団体の認定の 有効期間の更新を公示す る件 こ 特定適格消費者団体の認 定の有効期間の更新を公 示する件 ○消費者庁、厚生労働省 一 食品衛生に関する監視指 9の実施に関する指針の	 一六 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附に関する法律施行規則附と関等を定める件の一部を改正する件 ○消費者庁
〇デジタル庁 の給付の支給等の迅速 の給付の支給等の迅速 の法律第十条の内閣総 る法律第十条の内閣総 る法律第十条の内閣総	に関する基準の一部を改正する 書権祖サービスに要する 表上等の一部を改正する 告示	等及び及告家庭庁が及び社会による。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律施行規則に 基づき厚生労働大臣が定 める様式及びこども家庭 が定める様式 三一 71 七五 が定める様式 三一 71 七五 が定める様式 71 七五	び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の 算定に関する基準及び障 第定に関する基準及び障 計画相談支援に要する費 用の額の算定に関する基 でに基づきこども家庭庁 をに基づきこども家庭庁 をに基づきこども家庭庁
まして当月でる同規和第 三条第一項に規定する時 関する件 関する件 更の内容及び協議の結果 を公表する件	一 東日本大震災復興特別区 一 東日本大震災復興特別区 地法第四十四条第一項に 地法第四十四条第一項に 地法第四十四条第一項に 地法第四十四条第一項に おいて集	○ 京 告示の一次 では、 一次 できまれる はっこう いっこう できまる 場方 の 一次 利用 等の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	人 政 報 左 版 関 用 十 九 条 題 用 十 九 条 題 用 十 九 条 題 居 に め に 総 命 個 男 等	七 行政手続における特定の個人を識別するための番個人を識別するための番号の利用等に関する法律事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び終務大臣が定める事務を定める告示である告示における特定の個人を識別するための番
四 三 43 二 二	第 に 関 を に 区 七 五	るめ意照に律言 三 71 花	三 71 奏	の定 務 及 七 め 法 の 定 務 在 の 定 務 在 の 定 8 を び 十 る 律 番 の 2 三 一 71

公表する件 本表する件 本表する件 を設定している。 の内容及でに関する体 を指定するとができる。 を設定した災害にしたのでの大の大年度の大年度の大年度の大年度の大年度の大年度の大年度の大年度の大年度の大	八八 八七 了営に全地市
でのよ政あよ政を更夕定うモで自市競全令す方小令公第発規災す金く令報政に全地を「公異る治公のの張すこ」き転を馬部かれ、近四生定害る不健和の生活に公表が表の治会の決会するが、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	了営に全地市
一	了営に基地市町の業を
る届団規る及政でボを走すう正度 体の発を条災づ基 率判度要画 令す団る 化件出体正件 び再 きしょう でが 生きること を 第きき本 の 断のを 第一年 の 発を 条災 で 基本 の の の を で また で が 生 定 第 き さ 本 の の と まる 下 に 対 生 定 め 項 係 和 施 要 率 算 表 実 年 律 財 を あ 届 の す の の	すのく 関 共 境
め 伸 り う 旨 り 一 礒 訂 一	据健五法の更
つ出規る届規 の画 町走るこ で 計 てなに件のる六行 を及にす施度の政 の た事定件出定 結の をを件と き 画 指る係 地同年令 公び基る状の規の 板 の項に がに 果変 指行 が る の 定地る 方令にの 表資づ件況財定健 動	で で で で で で で で で で で で で で
$\frac{1}{7}$ $\frac{1}$	五五
	=
	<u> </u>
た事の政公関一政公関一政がの政る届政五に政件十令す百令あでの政治治資金 政がの政治道での取る治資金金に政体十分の政治道のの政治治資金を 東京党・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	はる資金 はる政治団 はる政治団 はる政治団 はる政治団
よる資金管理団体の届出があったので公表する借出があったので公表する相出があったので公表する相出があったので公表する相出があったので公表する相出があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する相比があったので公表する中でなる表する中で公表する中でので公表する中で公表する中で公表する中でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	金規正法のでので
はる資金管理団体の 本る資金管理団体の 本ので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 たので公表する件 を和六年総務省告示第二 一項の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件 の規定による政党の届出があったので公表する件	よる資産管理団体の規定に 政治資金規正法の規定に 件 出があったので公表する 出があったので公表する はる政治団体の解散の届 は、これの規定に
二 二<	」に る 油 に 二 八
68 68 68 68 68 68 68 68 壹 壹 壹 壹 壹 壹 壹	68 三 元
	=
	一 公提等る政党 る政党党 が関部の助
部を定定める件 でに規則第三条第一項の規定に基づきる機関等に係る予算の規定に基づきる機関等に係る予算の規定に基づきる機関等に係る予算の規定に基づき総務大臣がの一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件である。 一部を改正する神学を定める作の一部を改正する件の一部を改正する件である。 でに規則第三条第一項の規定に基づきるが大臣が定した。 を定める件件の一部を改正する件である。 でに規則等に係る予算の規定に基づきる規程正常の規定に基づきるが大臣が定めるでによる予算の規定による予算の規定による。 でによる等に関する法律等の一部を改正する件の一部を定める作りの一部を定める。 でによる等に関する。 本でによる等に関する。 本でによる等に関する。 本でによる等に関する。 本でによる等に関する。 本でによる等のの規定による等のの一部を定める件の一部を改正する件のの一部を改正する件のの一部を定める。 でによる等のの規定による等のの一部を改正する。 本でによる。 本でにまる。 本でになる。 本で	る あ す 政 支 成 件 っ る 党 部 法
正を寄り、 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一に関する。 一部を定に、 のの、 一部を定に、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の	たので要旨ををの規定によるの規定による
71 71 71 71 71 71	二 八 70
A A </td <td>_</td>	_
	二 九
を改る件 する件 する件 する件 する件 中 が定める率を定める件 で成八年自治省告 中 が定める率を定めるでは、 が定める。 では、 の一部を改正に基づき総務 大十五号(地方公務 一部を改正に基づき総務 で成八年自治省 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	き き が 補 十八 円 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
9 に体の給粉止等準賃十十 件大七棚十十一め定第(年以率基のの賃业第(年 代	足坝— 地日
··· る負にに共作い非お地自 · 一定規施 こ総改額 づ条公省 るめ総 嗣 一 行 地 大 公省 · 一	る 定 千 務 告
定める件)の一部を改工する件)の一部を改工する件)の一部を改工する件)の一部を改工する件)の一部を改正する件	るは、一員示領を
定める件)の一部を改正する件)の一部を改正する件)の一部を改正する件)の一部を改正する件(地方公務員災害補償法第三十六条第二項補償法第三十六条第二項がびに附則第五条の三第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件との一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件が負担等に関する件が負担する額をである。 「三年のの規定によりを対象の一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件がの一部を改正する件が負担する額をである額をである。 「三年のの規定によりが発し、一部を改正する件が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりな務員が表別では、まりなの一部を改正する件が、まりなの一部を改正する件が、まりなの一部を改正する件が、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりなの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件がありまりない。まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が表別では、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないの一部を改正する件が、まりないのでは、まりないるないのでは、まり	: るに 一 員 災

令和7年4月8日	火曜日	官報目録	(第 1440 号付録)	3月目録 16
= = = O	三 九	三 八		五 五
は活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの 定めるもの 地方税法附則第十五条第 三十八項の規定に基づく 総務大臣の確認に関する 手続 地方税法第二十五条第一 地方税法第二十五条第一 地方税法第二十五条第一		期供活く第	大名務員等共済組合法 大名務員等共済組合法 が負担すべき金額に関 が負担すべき金額に関 が負担すべき金額に関 が負担すべき金額に関 方公務員等共済組合法 大公務員等共済組合法 一項 に関定する総務大	
芸 芸 芸 特8 特8 特8	三 特8	======================================	71	三 71 号 外
四 四 四 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	四 <u>三</u>	立		大 ジペー ー
、 経済産業省 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を登金とこととである。 とは全国では、	省省、二 四 8 60	-三二 運輸事業の振興の助成に -三二 運輸事業の振興の助成に 年度分の運輸事業振興助 成交付金の基準額の算定 に用いる数値を定める件 三一 特
四八 " " A T M M M M M M M M M M M M M M M M M M	四六 日本国に帰化を許可する 四六 日本国に帰化を許可する件 の法 務 省 日本国に帰化を許可する 件	八 政治資金規正法の規定に 基づき、登録政治資金監 産人証票を亡失した旨の 書面の提出があったの	のき資す名き資告の登る金	○ 政治資金適正化委員 四 政治資金規正法の規定に 基づき、登録政治資金監 基づき、登録政治資金監 を 人名簿に登録した者を 公告する件 公告する件 基づき、登録政治資金監
	\equiv \equiv 71	三 三	三 一 四	四
三二五 五 ——五一二	三	Ξ Ξ	Ξ Ξ	=
六 六 六 九 八 七	六 六 六 五			五五六六
日本国に帰化を許可する日本国に帰化を許可する日本国に帰化を許可する特別をした件という。 おの取扱い等に関する法律事務の取扱い等に関する法律事件による法律事件による法律事件で外国法を指定が、対した件に基づき特定外国法を指定した件	呼の規定による指定の代 時に関する規則の一部を 等に関する規則の一部を 等に関する規則の一部を をELLである。	では、 の は の は に は に は の は に は の は に は る は に は る は に は る は に は る は に は る は に は る は る は は る る は る る は る る る は る る る は る る る る る る る る る る る る る	国に帰化を許可すれるの規定による法律国に帰化を許可する。 一人条の規定による法律を持続士による法律を表する。	公証人法第七条ノ二第一公証人法第七条ノ二第一次が完工項並びに第四条 及び第五項並びに第四条 展定による公表の方法を はずるのの適正化の促進に関するの がっている いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ
<u> </u>	= = = 8	- 一 — — - 九 九		 [13]
		i = -	- 五 三 二 二	Ξ

1 7	7	수	和	7	7 年	E 4	4	月	8	日	ļ	人时	星日					Έ	字幸	艮目] 釒	录		(第	1	44	40) }	号作	计鋦	()		2	3月	目	録				
				九 五		九四										=			七六	七五		七四						七三							セニ				t –		to
交換に関する件の書館の	国政府とコンゴ民	のための贈与に関する日	橋アクセス道路補修計画	マタディ橋及びマタディ	り失効した旅券の告示	紛失又は焼失の届出によ	〇外 務 省	件	二十二条第一項の決定の	処分請求に対する同法第	公安調査庁長官が行った	規制処分の請求に関し、	殺人行為を行った団体の	る法律所定の無差別大量	行った団体の規制に関す	無差別大量殺人行為を	〇公安審査委員会	項の規定による指定の件	公証人法第七条ノ二第一	除籍が滅失した件		原戸籍の一部が滅失した	る件	おける基準割合を告示す	三月三十一日までの期に	四月一日から令和十一年	規定に基づき、令和八年	V		機関等を定める件の一部	規定に基づき日本語教育	の在留資格に係る基準の	基準を定める省令の留学	法第七条第一項第二号の	出入国管理及び難民認定	認をした件	律第九条の規定による承	務の取扱い等に関する法	外国弁護士による法律事	件	日本国に帰化を許可する
六					五. 44			一 九 56										Ξ		六	六		二八						二八							二七				五	
=					_			_										三		五	五		四						四							三				二	
							-)					<u>_</u>			0	00					九九				九八								-	九 ቲ							九六
する件間	の間の書質府と国際連	日	保護及び人道支援計画の	の子供及び若者のための	る通過移民及び帰還移民	一クアテマラ共和国におけ		周上 6年の書館の交換に	可につ用り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	文舟とキリバス共和国 文 一 ス 則 」 () 同一 ス 十 ス 目			上書の交換に関する	ルコ共和国政府との間の)円借款の支出期間の延長	書簡の交換に関する件	ロッコ王国政府との間の	に関する日本国政府とモ	港整備計画のための贈与	スイラケディマ新世代漁	の交換に関する件	の延長に関する口上書等	に基づく贈与の供与期限		関する件	画との間の書簡の交換に	国際連合開発	ための贈与に関する日本	基礎インフラ整備計画の	i V	・1ミュニニイン・3けら 英重して気化せ力である	壁雛民の定主也及び		件	間の書簡の交換に	南スーダン共和国政府と	日	機材整備計画のための贈	におけるテレビ番組制作	、南スーダン公共放送公社
一 七							- -t	1					一 七				七					六				六									六						
四							Ξ	<u>.</u>					Ξ.				六					三				二									=						
		_								<u> </u>					一 〇 九				<u></u>					- 연					읏						— 〇 五						
正関する件 の子指の子指の子指	こり引り書質政府とブータ	円借款の供与に関する日	11 T	日	る日本国政府と国際連合	計画のための贈与に関す	経済及び資源効率性推進	チェーンにおける循環型	プラスチック・バリュー	フィジー共和国における	る件の一部を改正する件	バーン関係者等を指定す	の措置の対象となるタリ	決議に基づく資産凍結等	国際連合安全保障理事会	口上書の交換に関する件	ラク共和国政府との間の	に関する日本国政府とイ	円借款の支出期間の延長	換に関する件	国政府との間の書簡の交	府とエルサルバドル共和	の贈与に関する日本国政	人材育成奨学計画のため	書簡の交換に関する件	ドル共和国政府との間の	日本国政府とエルサルバ	画のための贈与に関する	デジタル教材制作推進計	交換に関する件	和国政府との間の書簡の	リランカ民主社会主義共	に関する日本国政府とス	共和国政府に対する贈与	スリランカ民主社会主義	に関する件	政府との間の書簡の交換	ングラデシュ人民共和国	に関する日本国政府とバ	材整備計画のための贈与	大気汚染モニタリング機
三四			<u>二</u> 四								\equiv					九				九					力					一 九						九					
四			四								特7四					_				_					<u> </u>					<u> </u>						=					
						_												=								_					_					_					_
交換に関する件の重集の	基金こり引り書簡本国政府と国際連	計画のための贈与に関す	コールド・チェーン整備	大プログラムに向けた	和国における予防接種拡	一七 ベネズエラ・ボリバル共	る件	の間の書簡の交換に関す	府と国際連合人口基金と	の贈与に関する日本国政	ジェンダ推進計画のため	性・平和・安全保障ア	ミュニティのための女	の避難民及びホストコ	におけるミャンマーから	ザール県及びノアカリ県	国におけるコックスバ	一六 バングラデシュ人民共和	交換に関する件	開発計画との間の書簡の	日	計画のための贈与に関す	おける湿地保全体制整備	他の湿地及び周辺地域に		一五 イラン・イスラム共和国	書簡の交換に関する件	モンゴル国政府との間の	援に関する日本国政府と		四 モンゴル国政府に対する	交換に関する件	食糧計画との間の書簡の	関する日本国政府と世界	弱者に対する食糧援助に	一三 コンゴ共和国内の社会的	簡の交換に関する件	ジ共和国政府との間の書	政府と	備計画のための贈与に関	二 精米施設における機材整
二四							二四												二四								<u>二</u> 四					<u>二</u> 四					二四				

← 一	月8日	火曜日	官報目録	(第 1440 号付録	8) 3月目録 18
五五 七六	五五五	五 四	五三	= = =	二 二 九 八
	第五条第十一項の規定に府資金調達事務取扱規則府資金調達事務取扱規則自債の発行等に関する省	証券の発行を関する。	: 二	の交換に関する件の交換に関する協国家公務員等の旅費支給目、規程第十三条第三項第三規程第十三条第三項第三規程第十三条第三項第三地統を定める告示一覧表の作成に関する手続を定める告示を定める告示を定める告示	円借款の支出期間の延長 に関する日本国政府とイ に関する日本国政府とイ に関する日本国政府とイ の交換に関する件 の交換に関する件 の交換に関する件 のが換に関する件 のが換に関する件 のがしたる のがしたる のがしたる のがしたる のでは、 ののし上書
発行条件等を告発行条件等を告示等を告示を持した政府短期証券の規定	第十一項の規定に調達事務取扱規則条第十一項及び政条第十一項及び政	2条件等を告 こした政府短 で の規定 の規定	期間の延長に関っている。 第 省 名 第 名 第 名 第 の 発行等に国債の発行等に国債の発行等に対している。 日本の はい	7 100 2 7 7 7 7 11	
		つ フ 17 43	三	士 五	五 日
Ξ Ξ	Ξ	二 九	三	Ξ Ξ	三三二
t	七 六	七 五	t 四	七六 六六 O八 七〇	五五八
入条国を附上年寄 消の債改金損度附 却規証正を金の金	寄 歳 す 十 八 金 改 財 条	一歳を附上損の 一歳を金金の金	寄件 個人向 関する	情の発づ ・国債の発づ	示 期 に 則第五条 財 国債の 京 期 国債の まづき条 のの
不 等附金又は法人の各 年度の所得の金額の 上損金の額に算入す を改正する件の を改正する件の の規定による国債 条の規定による国債 条の規定による国債	寄附金控除の対部を改正する財務大臣がまる財務大臣がまる財務大臣が		控除の対 情に基づ に基づ に基づ に基づ	債の発行等に関す 令第五条第十一項の 令第六条第十一項の で基づき発行した利 に基づき発行した利 に基づき発行した利 に基づき発行した利 に基づき発行した利 に基づき発行した利	証券の発行等に 基づき発行し 国債の発行等に 基づき発行し 基づき発行し 基づき発行し
関する件 関する件 の音事業 による国債の買 による国債の買	寄附金控除の対象となる 諸人金を指定する件の一歳入金を指定する件の一まる財務大臣が指定する	客附金又は法人の各事業 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 附金を指定する件の一部 を改正する件	寄附金控除の対象となる寄附金控除の対象となる件等を告示件等を告示	の発行条件等を告示 原五条第十一項の規定 基づき発行した利付国 基づき発行した利付国 第六条第十一項の規定 第六条第十一項の規定	電債の発行等に関する省 会第五条第十一項の規定 に基づき発行した割引短 に基づき発行した割引短 財国債の発行条件等を告 財第五条第十一項の規定 財第五条第十一項の規定 に基づき発行した政府短 に基づき発行した政府短
其一 市可异来 二 二 八 七	る 一 る A 二 一	: — 即可异果 二 一	る 来し四に 一 一		一 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	58 八 八		48 —	48 48 —	47 47
五 三	八				
		四	四		四 四
八三		<u> </u>		Д O	t t
を附上年寄寄す入改金損度附所る。		<u> </u>		八 〇 八 〇 電件を調 で で で で で 関 管 処 情 す 定 を	t t
を附上年寄寄す入改金損度附所る。		<u> </u>		八 〇 八 〇 電件を調 で で で で で 関 管 処 情 す 定 を	t t
を附上年寄寄す入改金損度附所る。		<u> </u>		八 〇 八 〇 電件を調 で で で で で 関 管 処 情 す 定 を	t t
を附上年寄附会の公の	額の各事をなる。	<u> </u>	き財 び 庁 務 同 -	の電子情報処理組織を使用して処理する省令第二条第のに関する省令第二条第例に関する省令第二条第例に関する省令第二条第の特別を使用して処理がある。	七八 中華人民共和国産黒鉛電板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調がを除する。)を原産地とする黒鉛く。)を原産地とする黒鉛であり、一種に対する関税定率法第でで、)を原産地とする黒鉛である。
入する寄附金として承認 高附金理除の対象となる 寄附金理除の対象となる 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 附金を指定する件の一部 三一71		 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 		の質定的な不当廉売関税 ・ ででは、	七八 中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第の期間の延長について 二八 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする黒鉛電極について関税定率法
入する客院金として承認これ三 71 大四方る件三 71 大四本度の所得の金額の計算三 71 大四上損金の額に算入する寄三 71 大四か金を指定する件の一部三 71 大四	額の計算上損金の額に算 の各事業年度の所得の金 のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する	は11人では、10人のでは、	の電子情報処理組織を使用 して処理する場合における保管金取扱規程等の特 のに関する省令第二条第 一項及び第三項に基づき	七八 中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調 域及びマカオ地域を除 く。) を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第
入する寄附金として承認 二 71 大四 寄附金文は法人の各事業 二 71 大四 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 二 71 大四 た改正する件 三 71 大四	額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。	 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 	・1)では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td>	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五
入する寄附金として承認 二 71 大四 寄附金文は法人の各事業 二 71 大四 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 二 71 大四 た改正する件 三 71 大四	額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。	 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 	・1)では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td>	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五
入する寄附金として承認 二 71 大四 寄附金文は法人の各事業 二 71 大四 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 二 71 大四 た改正する件 三 71 大四	額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。	 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 	・1)では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td>	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五
大する寄附金として承認 大口 大口 大田 大田 <td>額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。</td> <td>八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する</td> <td>・1)では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1</td> <td>り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td></td>	額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。	八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する	・1)では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td>	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五
入する寄附金として承認 九〇 寄附金文は法人の各事業 十八〇 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 九〇 を改正する件 三一71 大四	額の計算上損金の額に算の各事業年度の所得の金の各事業年度の所得の金のおります。	 八二 日本赤十字社が募集する 八二 日本赤十字社が募集する 	・1)では、1 と 1 と 1)では、1 と 1 と 1)では、1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と	り暫定的な不当廉売関税ウ質及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項及び第三項に基づき一項項目の一項項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一項目の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の<td>七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五</td>	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 七九 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とする調 二八 五 電極について関税定率法第電極について関税定率法第 二八 五
入する寄附金として承認 二 71 大四 人を指定する件 本改正する件 三一 71 大四 大の各事業 年度の所得の金額の計算 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄 上損金の額に算入する寄	で、印紙税を課さない法額の計算上損金の額に算がある事業年度の所得の金 の各事業年度の所得の金 政法人の項の規定に基づの各事業年度の所得の金 政法人の項の規定に基づいる。 のとなる寄附金芝除の対	八二 日本赤十字社が募集する 三一 71 大三 八八 消費税法施行令第十八条 八二 日本赤十字社が募集する 三一 71 大三 八八 消費税法施行令第十八条 の二第二項第三号の規定 を改正する件の一部 がる基準を定める件の一部	財務大臣が指定する歳入 では、	 「可及び第三項に基づき」 ○ 電子情報処理組織を使用 ○ 大法人税法別表第一独立行して処理する場合における保管金取扱規程等の特の関する省令第二条第 ○ 大法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づる保管金取扱規程等の特で表演に基づい法と、所得税を課さない法を課することが決定した。 ○ 大法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づる保管金取扱規程等の特で表示を表示。 	七八 中華人民共和国産黒鉛電 八四 所得税法第百八十九条第 一項の規定に基づき、同様に対する関税定率法第 大力 中華人民共和国(香港地域を除する)を原産地とする黒鉛 大豆 大空)を原産地とする黒鉛 が定める方法を定める件であるのとして財務大臣である件である方法を定める件である方法を定める件である方法を定める件である方法を定める件である。 第八条第九項の規定により高り記された方法に準値について関税定率法 八五 所得税法第百八十九条第 第八条第九項の規定により高り記された方法に準値について関税定率法 八五 所得税法第百八十九条第

三

特8

型 关

三

特8

咒品

三

特8

四七六

三 特8

四七

特8

型法

 \equiv

特8 聖

(第 1440 号付録)

		第二号並とに公立学校の	- 58 バ ナ	示	<u>t</u>	t	す る 件	<u> </u>	件の一部を改正する件
		はる政弁第十二条第二項	3	で件の一音を改正する告:	1	î	第七十六号の一部を改正) る
		の文分等一二を第二章) / J.			第二十名で音和学者信力		
		公務災害補賞の基準を定		ベクター			二十七手文耶斗学省专示		対気でを重要で付きる
		歯科医及び学校薬剤師の		の			項の規定に基づき、平成		定する 重要な
		四五 公立学校の学校医、学校		拡散防止措置等を定める			通則法第五十条の四第四		基づき、文化材
Д	Ξ			用等に当たって執るべき			て準用する独立行政法人		一四 地方税法施行令の規定に
]		,,					0	四 三	
		目の夏冬こ系る要件を廃			-		二一 国立大学法人法第三十五		る件の一部を改正
		の要件のうち専門教育科		三丘・肝宅開発等で系る貴云子		+	î.		の形成に重要な家屋を定
		学又は歯学の学部の卒業	三 50 三 四		t —	t	牛		重要文化的
		第一項の規定に基づく医		文化財の登録を抹消する			十二号の一部を改正する		基づき、文化財保護法に
		四四 大学設置基準第三十三条		第二項に基づき登録有形			科学省生		一三 地方税法施行令の規定に
<u>D</u>	Ξ	交付規則を廃止する告示		三四 文化財保護法第五十九条	_		の規定に基づき、平成二	四三	加して定める件
4	-		三 50 三 四	変更する件			通則法第四十七条第一号		
D	=	と 月尾 色と 式 免責 甫力 会		三三 登録有形文化財の名称を	=		て準用する独立行政法人		規定する重要文化的景観
Ц	=		5(三 匹	件			条の二において読み替え		護法
		施設整備費補助金交付)	文化財の登録を材消する:			二〇 国立大学法人法第三十五		一 地方税法施行令の規定に
		科学技術研究		第三項に基づら登録者刑	六	七	二号の一部を改正する件	四三	を廃止する告示
四	三	指定する件		三二 万イ貝代記 2000年 1月9			六年文部科学省告示第十		一図書目録登載申し出要領
		定する日本語教育機関を	5	てと才呆隻去烏 ユトルト			の規定に基づき、平成十		〇文部科学省
		る文部科学大臣が別に指	50 ====================================	こ登録する件			通則法第四十七条第二号	三一特智	する件
		第二条第四号等に規定す		三一文化財を登録有形文化財			て準用する独立行政法人	3	を定める
		関する法律旅行規具所具	<u>-</u>				の 一に ま		光庁長官と協議して指定
		園中の民国に見り付り では、「一個の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		式等の一部を改正する告			- ナートラムで売み替に		に基づき国税庁長官が観
		本吾教育幾関の忍定等こ		認可申請に係る書類の様	+	3 4	国立大学生		の二第二項第三号の規定
		実な実施を図るた		三〇 学校法人の寄附行為等の	± =	4	牛 さん		
		育の適正かつ確	47	録する件			める牛の一部を改正する	特質	
六	二八	正する件		名 録 記 念 物 に 名			間を	8	を定める件の一
		を定める告示の一部を改	47 	日本別に登録出なりにと			し、又は効用の増加した		国税庁長官が定めるファ
		相当するものの算定方法		与を退力			補助事業等により取得		二第五項の規定に基づき
		する放射性廃棄物の量に	_	天然己念勿こ也或を当日 一名服に抖気でる件			処分を制限する財産及び		費税法施行規則第六条の
		子力研究開発機構が処分	7 4 <i>j</i>						長官が定める方法及び消
		四〇 医立研究開発法人日本原	:7	おそ試力して打			等により取得し		第八項に規定する国税庁
六	八	財登鋳原簿に登録する件	4	足亦こ也或い皇巾 シで旨			一八 補助事業者等が補助事業		一〇 消費税法施行令第十八条
î		·	7	定し、名称を攻める牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五	Бі. 44 —	定する件	三一特8	
7	j	無多の民俗女と才を女と		追加して指			ない海外の美術品等を指		るファイル形式を定
六	_ 	材登録原簿で登録する件	〇 47 六	定する件			仮処分をすることができ		に基づき国税庁長官が定
		の民俗文化財を文化		四 特別史跡に地域を追加し	_		一七 強制執行、仮差押え及び		条の四の二第四項の規定
五	二八		〇 47 五	する件	四	四			置法施行規則
		無形民俗文化財に指定す	七七七				める件の一部を改正する		める方法及び租税特
		三七 無形の民俗文化財を重要		年文部科学省告示第四十			の形成に重要な家屋を定		る国税庁長官
五	二八	る件		定に基づき、平成二十九			規定する重要文化的景観		四十六条の八の
		有形民俗文化財に指定す		条の五第二項第二号の規				;	九 租税特別措置法施行令第
		三六 有形の民俗文化財を重要					一五 地方税法施行令の規定に	日 号外 ジー	

七 66	で信報性の確保のためのとはのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		62 元 元	二五	特例インドネシア人看護者の雇用管理、研修の実者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する作		八六	ー 八 ス 54	五八 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施 ・ 放基準等の一部を改正する告示	八 七 53 六 三	件 利用に関する裁定及び補 が方公共団体を指定する 大然記念物を管理すべき でする でする でする がある。 できまする できまする できまする の額を定める件 の額を定める件 のある。 できまする のもの。 できままする のもの。 できまる。 のもの。 の。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 の。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 の。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のもの。 のも。 のも	五
亡 66	三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計量が表の一部を改正する件の一部を改正するの。	t -	60 六 四	:	及び生活療養標準負担額の一部活療養標準負担額の一部活療養標準負担額の一部を改正する告示	Σ i			五七 障害者の雇用の促進等に 大き ない できょう は できょう は でん は で	三 71 <u></u>	著作権者不明の著作物の で文 化 庁 である 基準の一部を改正 ごする告示 こっぱん こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう いんしょう こうしょう こうしょう いんじょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん	四
		t	五		で、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	六 四	三 七	一 七 53	正する件を定める告示の一部を改を定める告示の一部を改を定める告示の一部を改を定める告示の一部を改		ばこさかにごぶり 規則第三条第四項の 規則第三条第四項の がに公認心理師法	
亡 66	障害者の雇用の促進等に 関する法律施行規則の規定 する法律施行規則の規定 に基づき厚生労働大臣が 定める様式の一部を改正 する件	六 九	ДЦ	- 本四の品 二	まづき厚生労働大臣が指 でする要指導医薬品の一 でする要指導医薬品の一 でする要指導医薬品の一 でする要指導医薬品の一 でする要指導医薬品の一	六三	三 莹	一 四 七 46	五五 興行場営業の振興指針等 五五 興行場営業の振興指針等 を廃止する件 規則第四十五条の二第二 規則第四十五条の二第二	日 二 71 - 六 - 六	き文部科学大臣及び厚生 (で) では、原生労働省 (で) では、原生労働省 (で) では、原生労働省 (で) では、原生労働省 (で) では、原生労働省 (で) では、原とののでは、原とののでは、のの。 (で) では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	_
二六	令和六年度における後期令年の交付額の算定に関する。有令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働の規定に基づき厚生労働が定める普通調整係大臣が定める普通調整係大臣が定める普通調整係		54 	一 八	る費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づ一項第五号の規定に基づ一項第五号の規定に基づめる者の一部を改正するめる者の一部を改正する時、有効性及び安全性の質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の品	<u> </u>	三六六	七 七 46 46			公立学校の学校医、学校 強科医及び学校薬剤師の 歯科医及び学校薬剤師の がる政令第一条の三第一項 項及び第一条の三第一項 項及び第一条の三第一項 で規定に基づき、長期療 を者の休業補償及び年金 たる補償に係る補償基準を定	四六
五 62	特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人補者及び特例ベトナム人育護研と関管理、研修の実施等に関管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件	、	54 —)る定名、臣	<u>六</u>	四	四	カリステリー ショー・ファーリー シリス ままり を 前 と する 件 国立健康 危機管 理研究機 構法及び国立健康 危機管 理研究機 で	三 71 <u></u> <u></u> <u></u> <u> </u>	作 ・ に基ごさ 遺が補償年金、障害補償年金前払一時金及び ・ 満族補償年金前払一時金及び ・ でである。 ・ でである。 ・ でである。 ・ でである。 ・ では、では、できる。 ・ では、できる。 ・ では、できる。 ・ できる。 ・ で	
三 五 62	正する件 に関する指針の一部を改 に関する指針の一部を改 雇用管理、研修の実施等 雇用管理、研修の実施等		54 —	る 小 序 业 什 委 一 八	事項等の一部を改正する準)の一部を改正する件準)の一部を改正する件類担規則及び薬担規則並び薬担規則がに療担基準に基づき厚めて療担規則をび薬担規則がでいた。	六			○厚生労働省五一 労働安全衛生法及びこれに基安全衛生法及びこれに基安全衛生法及びこれに基		第二項並びに、 で表別師の公務災害補 学校薬剤師の公務災害補 学校薬剤師の公務災害補 学校薬剤師の公務災害補	

和	7	年	4	月	8	3 ⊨		火	曜	日				,	官	報	目	録			(<u>*</u>	育 1	I 4	4	0	号值	寸釒	录)		Ξ	3月	目	録	:		2	2
				七九					t 7	į			1					七六				七五		七四				七三								t	
半う経過措置に関する政	を改正する法律の施行に	厚生年金保険法等の一部	び信頼性の確保のための	公的年金制度の健全性及	する件	定する薬剤の一部を改正	基つき厚生労働大臣の指	二十一条第三号の規定に	彩 急救命士法旅行規則第	女良女介二宝宝了見川芎	医生学値 ブ目の 打気でる	厚生労働で長の旨定する	則第五頁の見定こまづき、報急求命団治が行ります。	女息女介 二宝毡 异見刊寸	方丁寸)当方幾葛 「一〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十	厚生労動大豆が旨定する	則第五項の規定に基づき	救急救命士法施行規則附	件	薬品等の一部を改正する	制度の対象とならない医	医薬品等副作用被害救済	改正する件	結核医療の基準の一部を	する件	物由来製品の一部を改正	生物由来製品及び特定生	厚生労働大臣が指定する	する件	する医薬品の一部を改正	つき厚生労働大臣の指定	う 大多第一項の規定は基	トル条等一頁の見言で表	確呆等に関する法津第四	性及び安全性	医薬品、 医療機器等の品	
					= + 66					- - 6				- 1 6					二 七 66				二 七 66		二 七 66				二 七 66								日 号外
					至					<u>-</u>	_			7					至				云		苔				弄								ジペ
				八 三				八 二												八 一							八 〇										
生 日三室)一郎 主文王十	る予定利率の下限及び基	一号及び第二号に規定す	規則第四十三条第二項第	確定給付企業年金法施行	の一部を改正する件	一号に規定する予定利率	規則第五十五条第一項第	確定給付企業年金法施行	方法の一部を改正する件	代行給付現価の額の計算	二項に規定する過去期間	金保険法附則第三十条第	定による改正前の厚生年	とされた司法第一条の規	おその効力を有するもの	条第一項の規定によりな	を改正する法律附則第五	厚生年金保険法等の一部	び信頼性の確保のための	公的年金制度の健全性及	の一部を改正する件	予定利率及び予定死亡率	十三条第二項に規定する	を改正する法律附則第三	厚生年金保険法等の一部	び信頼性の確保のための	公的年金制度の健全性及	件	死亡率の一部を改正する	定する予定利率及び予定	+	止前の厚生年金基金令第	令第一条の規定による廃	の	る法律の施行に伴う関係	保険法等の一部を改正す	確保の
					二七 66 三				二七 66 三奈												二七 66 云窗							二七 66 三 三									
		九〇	:			- ጊ ቲ						八八八								八七							八六										八五
働大臣が定める病院、基	病院の病棟並びに厚生労	厚生労働大臣が指定する	働大臣が定めるも	当だる者として国		旨定优券異	当ぶの整備で関する当ぶ	行に伴う厚生労働省関係	改正する法律の一部の施	るための法律等の一部を	会生活を総合的に支援す	ハ 障害者の日常生活及び社	示	基準の一部を改正する告	費用の額の算定に関する	垣	を対象の著名を言う。 対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	るための去聿に基づく皆			部を改正する件	定保守管理医療機器の一	生労働大臣が指定する特	条第八項の規定により厚	確保等に関する法律第二	質、有効性及び安全性の	ハ医薬品、医療機器等の品	改正する件	び一般医療機器の一部を	療機器 管理医療機器及		巨が旨主ける高変管理を	の規定により厚生労働大	条第五項から第七項まで	確保等に関する法律第二	質、有効性及び安全性の	五 医薬品、医療機器等の品
			三 71				Ξ '1						Ξ 71								二 八 68							二 八 68									
			八八九				1 70E						71 ○ ○								臺							薑									
			九六				九五								九四						九三								九								九
の対象を言うな中である。	の厚生労動大声	行令第二条第一		る件	働大臣の定める率を定め	二十八条第一	一 中小企業退職金共済法第		号口⑴の支給率を定める	る政令第二条第一項第三	行に伴う経過措置に関す	一部を改正する法律の施	中小企業退職金共済法の	十条第二項第三号口			に当たり用いる率の一部	き、休業補償の額の算定	条の九までの規定に基づ	十八条の七から第三十八	一 労働基準法施行規則第三	る率	いる厚生労働大臣が定め	給付基礎日額の算定に用	付	付、複数事業労働者休業	規定に基づく休業補償給	八条の二第一項第二号の	一 労働者災害補償保険法第	正する件	する医薬品等の一部を改	して厚生労働大臣の指定	づき検定を要するものと	十三条第一項の規定に基	確保等に関する法律第四	質、有効性及び安全性の	医薬品、医療機器等の品

三 71

<u>六</u>

令和

制度の健全性及び信頼性よりなおその効力を有するものとされた公的年金のとったのな力を有する。

八 四

高年齢者雇用確保措置の

準死亡率の一部を改正す

二 七 66

士

針の一部を改正する件実施及び運用に関する指

二 八 68

薑

の一部を改正する件

三 71 合 機能評価係数Ⅱ、救急補礎係数、機能評価係数Ⅰ、

九七

十三条第二項の厚生労働中小企業退職金共済法第

大臣が定める利率を定め

三 71

 $\stackrel{\sim}{=}$

める率を定める件

 \equiv

71

 $\stackrel{\nwarrow}{=}$

 \equiv

71

 $\stackrel{\sim}{=}$

 \equiv

71

슬

 \equiv

71

八九九

Ξ 71

六六

正係数及び激変緩和係数

23	令和 7 年	4月	8 ∃	火曜日		官報	目録	(第 1440 号	付録)	3月目録
			一 〇 四		_ O <u>=</u>	9		<u></u>	00	九 九 九 八
の一部を げる事項	が 法 な 県 助 産 所 活 施 行 な 事 所	基づく病院、	示 平 名 第 成 什	大号	三十一条のを定める件	生 行 中 中 小 企	る 大 号 三 件 臣 び 一	中定第十をリールのでは、	厚び公利 生信的率 再頼年	」の第確定 の第二十条 でを定め でを定め が が の の の の の の の の の の の の の
を改正する。項のうち、	見り 別事項の管理	病院、別表第	示第五十三号 平成十九年厚	定める	条の三	大臣が発退職	定めるる	業退職を生る法具	厚生手金呆倹去び信頼性の確保公的年金制度の利率を定める件	中小企業退職金共済中小企業退職金共済の厚生労働大臣が定める件率定給付企業年金法では、一大人の原生労働大臣が定める。
		基づく病院、診療所又は行規則別表第一の規定に	示第五十三号(医療法施平成十九年厚生労働省告	ら 十 にが定める利率を定め 号及び第七項の厚生労働	三十一条の三第三項第一中小企業退職金共済法第を定める件	生労働大臣が定める利率行令第十六条第五項の厚中小企業退職金共済法施	る件 大臣が定める利率を定め 号及び第七項の厚生労働 三十一条の二第三項第一	中小企業退職金共済法第中小企業退職金共済法第一年及び手を改正する法律附則第三年の原生労働大臣が第八項の厚生労働大臣がおいる。	厚主王金呆倹去等の一邪び信頼性の確保のための公的年金制度の健全性及	中小企業退職金共済法第専生労働大臣が定める相響を定める件率を定める件率を定める件で、第二十八条第三項第一号で、公司の厚生労働大臣が定める利の原生労働大臣が定める利の原生労働大臣が定める利
等 労	民医れ道 持援療ば府	又に	法 省 施 告	正男の	一第	型原施	正 労 弟 め 働 一 ニ	第がび三音	一め性部の及	る号則 利の第
三 71			7	1	三 71			三 71	71	를 Ξ l 71
<u>六</u> 三			<u> </u>	=======================================	三	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	ス 三	<u> </u>	<u> </u>	
	_ _ _	=		_ _ _	0	一 〇 九	— О Л	_ 0 t	Š O	〇 五
る 件 の 内容 の 内容	十二条の三十二条の三十二条の三十二条の三十二条の三十二条の三十二条の三十二条の三	厚研生を	るぼ り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	関する法録の更新	によりな	件 な計画の 予防接種 の	規定に基づる法律は	国民件	国帰中大田国の残の	る施ら知院り四医 事行な事等つ第療 項規いにのけー法
容の全	二条の三十三第選保険法施行規びに施設基準のび患者単の	働一部大臣を	る厚生労働大臣び第三項第二号十条の二第二項	する法律施行規の更新をした件		の種を	基第八の一番を表	国民年金の保険 入条第二項に規 大条第二項に規 後に関する法律	国した中国残留帰国の促進並び中国残留邦人等中国残るがるも	東京 は できない できない できない できます はい 事項としい 事項としない 事項としない まましい ない いい 事項としない ままれい ままれい ままれい ままれい ままれい はい
内容の全部を改正す労働大臣が定める講	二第二号の一部を著申出療養	厚生労働大臣の定める先研修の一部を改正する件	臣が定める号に規定す項第二号及	関する法律施行規則第二障害者の雇用の促進等に録の更新をした件		一部を改正すると関する基本的	規定に基づき定める計画する法律第八条第一項の高齢者の医療の確保に関する場合に終付すべき継	国民年金の保険料を追納を件金件の額の一部を改正する保険に関する法律施行令第分件	国した中国残留邦人等及帰国の促進並びに永住帰中国残留邦人等の円滑な大臣の定めるもの	厚 八 て け 都 告 す の 生 に 医 れ 道 対 る 十
す講			の正方るす及		の規害登定者	•	画の関額		要任何及帰な	労掲療ば府象か八働げ法な県病かの
二 71	三 71	三 71		三 71		$\stackrel{\Xi}{=} \qquad \stackrel{\Xi}{=}$			71	
<u> </u>	至	至三		至					슬	
	-			Ξ	Ξ	= =	一 - 九 <i>/</i>	 \ t 六		
する と と は る で も る で も る で も る う ろ う ろ う ろ う ろ う ろ う ろ う ろ う ろ う ろ う			十算百五定	一 高 高 新 都 者 七		一 健康 ・ 健康 ・ 健康 ・ 保 ・ 保			事業に 定する 関する	五 件 る 厚 年 用 保 が 技 能 職 域 生 条 保
件基準	四十条の二第五の算定等に関すがある法律による	高齢者の医療の確保に関大臣が定める率の規定に基づき厚生労働	十五条の三第一項第二号算定等に関する政令第二	医療の 七年度	大豆が、保険法	を 険 件 険 変 組 組	た保件解組	保保保険 保保険 経験組 組 部	に 特有の る 法律	技能職 域生条保
の 生 一 労	の二第五項の規定等に関する省令第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の医療の確保に関定める率に基づき厚生労働	条の三第一項第二号等に関する政令第二	寮の国庫負担金の交付金及び後期高年度における前期	五が指定する地域規定に基づき厚生険法附則第五条第	更合 合	合 台	は、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	デスユバビのもますの事情に鑑みて特定の職種及び作 特定の職種及び作法律施行規則に規	能実習生の保護に 実習の適正な実施 種について外国人 種について外国人
部を改正	では、 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点 ・一点	呆 に 男 働	第二号	世後期高の	る き 五 f 地 厚 条 或 生 第	の事務所のの名称を変	併を認	対 割 立 する 認 認 認	鑑及び作規に規	式の保護に 立改正する 立な実施 で外国人 で外国人
三 71		三 71				三 三 三 71 71	$ \stackrel{\Xi}{=} \stackrel{\Xi}{=} 71 71 $	$ \stackrel{\Xi}{=} \stackrel{\Xi}{=} \stackrel{\Xi}{=} $		三 71
八六四		71 至				五 八 八 元 元 元 元 元	7171会会	71 71 71 会 会 会		八 五 四
		=	- - - L		<u>=</u>		- - - t		_ _ _	五五
入保び率険令	、期に規のの 定算			九 法 者 第 律に				令 共 を 修 臨 第 用 評 具 得 床		
入率を公示する件保険者平均前期高び令和五年度にお	、	前期高齢者交付金等の額する法律による保険者の高齢者の医療の確保に関	新介証を る率 でき厚生労働	九第一号イ⑵の規定に基法律施行規則第十九条の者に対する医療に関する	症の予防及び感染症の患令和七年度における感染件	度の単位掛金額を定めるの規定に基づく令和七年手当共済法施行令第七条	社会福祉施設職員等退職正する告示 定める基準等の一部を改規定する停い	令第二条第三項第三号に共用する試験を定める省を評価するために大学がを具有しているかどうかを見有しているかどうかを見有しているかどうかのでいるがいるがに、	て医学を専攻する学生が項に規定する大学におい医師法第十七条の二第一	件 療 基 定 の に 効 ` 機 準 に 二 関 性 医
する件がおる全	保険者が、	交付金等の額よる保険者の) /	(2) 別第十五	ひ感染点における	金額を完かる	設職員等退職等の一部を改生労働大臣が	三項第二 いるかど れるかど があたれ 開始する	以する学な大学に	療機器等の品 一家機器等の品 一家ではて指定 を定めて指定 を定めて指定 を定めて指定
齢者加 加	や 値 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	金等の額の保険者の	が定め	ル 条 の 関する	业の患染	ルガ 七 七 名 年 条]	可退 一部を 一を でとが	三号 る 会 が と う が に に に に に に に に に に に に に	字に一第一	部 て 生 三 律 全 等 を 労 第 二 の 品
三			三		三二		三		-	<u>=</u>
71 公			71 会		71 会		71 会			71 公益

 \equiv

	5		令	和	7	年,	4	月	8	H_	丛	く曜	日					子報	目	録		(第	1 4	44	40	号	付鈕	录)		Ξ	3月	目	録				
					土	ĺ					三 九 三						五二							三 九 一						三九〇	三三八八九二	· 三	_	Ī,	<u> </u>	三七九	三七八	三七一
告示する件	条の三第一項の市町村を	する法律施	業費国庫補助の暫定措置	林水産業施設災害复日事 はこしての災害に使る患	2 令	項	に関する法律第三条第三	業費国庫補助の暫定措置	林水産業施設災害復旧事	についての災害に係る農		域を告示する件	行令第十四条第一項の玄政援助等に関する法律が	女爰力等こ割ける法律施対処するための特別の財	の災害に係る激甚災害に	及び農業用施設について		件項の市町村を告示する	法律施行令第五条の三第	補助の暫定措置に関する	施設災害復旧事業費国庫	の災害に係る農林水産業	及び農業用施設について	令和六年に発生した農地を排気する件	を旨定する井を指すの地域	りす	施設災害復旧事業費国庫	の災害に係る農林水産業	及び農業用施設につい	令和六年に発生した農地	保安林の指定をする件	肥料を登録した件		負息対象	当頁/1000000000000000000000000000000000000	保安林の指定を解除する		
											-						- - -							- - 4	-						${=}$	_	· –	<u>-</u>	_)	_	<u>-</u>
49 一 七						49 一 六						49 一 五					-	19 一 四						-	9 						六	=	: ≡	<u>:</u>	Д	1	=	Ξ.
	四六						匹] 	匹]				四四	四四四	<u> </u>	四四〇〇四		 <u>=</u> h				三力	三九七								三九六	-			-		三九五
HH.		T	÷	~゛.	L 7	水 兒	5		匹		. 4.	. –	- 44	三						= 17	·	· 71	<i>Л</i>			<i>b</i> :	Э	σ	宇) \				フ	杜上	甘		
更新した件	料の	の件の一部を改正する件	(A)	づき、農林水産大臣の指	十三条第一項の規定に基本任等に属する決定を	確呆等こ関する去聿第四 質・ 有変性及こ安全性の	(重要は、重要は、これでは、重要は、重要は、 医療機器等の品	の一部を改正する件	動物用生物学的製剤基準	カリー・エファリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た女三二・京井の一部で一部である。	11項の規定に基づく重要	種苗法施行規則第五条第	種苗法第二条第七項及び	農薬を登録した件	. 1	件安林の指定を解除する	保安林の指定をする件	アーネー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	示する牛 及て届出に使る事項を2	女が届け 11系が再頁ではの規定に基づき品種登録	の第二十一条の二第三項	種苗法第十八条第一項及	肥料を登録した件	件	第一号の区域を告示する	律施行令第十九条第一項	の財政援助等に関する法	害に対処するための特別	いての災害に係る激甚災	水産業共同利用施設につ	令和六年に発生した農林	一項の区域を告示する件	る法律施行令第十四条第	特別の財政援助等に関す	に	ついての災害に係る	令和六年に発生した林道
四四		四四						<u>р</u> т		=					三	= =	<u>-</u> <u>=</u>	=																				
51 九三		51 九二						51 力		50 == ==					四	=	Ξ.	=	_	19 				49 一 九	49 一 九								49 一 八					
				<u> </u>	<u> </u>			四五五				四五四			四五三								四四	四	四月	四四	四四	四四	9 2	9 2	四四		四	四				四
件				7	₹			_				프											五	五	ᄖᆝ	四四	÷	==	= =	ΞΞ	==		$\overline{}$	_				
	める件の一部を改正する	が 定	に基づき、同号の農林水	二条第三項第四号の規定農業近任任資金層通法第	豊美子	き、特別伐倒駆除を命令		森林病	でを	72	条第一	森林病	命令をする等の件	き、司頂第一号こ掲げる条第一項の規定に基こ	森林病害虫等防除法第	する件	を定める件の一部を改正	水産大臣が定める点数等		診療その他の行為によっ	十六条の規定に基づき、	十七条第一項及び第百六	四五二 農業保険法施行規則第百		四五―保安林の指定を解除する	四四四 保安林の指定をする件四四〇	四三九 農薬の登録が失効した件	四三八 農薬を登録した件	服料を	11 :	四二〇 ―保安林の指定をする件		セグロ	登録が失効	る届出があった件	MOL	外国	七 生産業者の住所及び登録
一九	める件の一部を改正する	産大臣が定める利率を定	に基づき、同号の農林水		豊美子	別伐倒駆除を命令	条第二項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三			条第一	森林病害虫等防除法第三	命令をする等の件 一九	貝角一号こ曷ギ項の規定に基	森林病害虫等防除法第	する件	る件の一部を改正		で組合員等か負担すべき て組合員等か負担すべき	ごは 14 mm では 15 mm である 15	十六条の規定に基づき、	十七条第一項及び第百六	農業保険法施行規則第百	件	保安林	保安林	農薬の	農薬を	肥料を登録した件	四1年を発えて上	保安林	関する告示 一四	セグロウリミバエ	肥料の登録が失効した件 一四	があった件 一四	701	外国生	生産業
_	める件の一部を改正する	産大臣が定める利率を定	に基づき、同号の農林水		妻をゴビビ登を強重な第一	別伐倒駆除を命令	条第二項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三	する等の件		条第一	森林病害虫等防除法第三	する等の件 一	貝角一号こ曷ギ項の規定に基	森林病害虫等防除法第	する件	る件の一部を改正		費用)内系に添加し場本て組合員等が負担すべき		十六条の規定に基づき、	十七条第一項及び第百六	農業保険法施行規則第百	件	保安林	―保安林の指定をする件 一	農薬の登録が失効した件 一	農薬を登録した件	肥料を登録した件ー七	四半年学录・二十二二	――保安林の指定をする件 一七	関する告示	セグロウリミバエ	肥料の登録が失効した件 一四 51 九	があった件 一四	701	外国生	生産業
一九 55 三0 一	の一部を改正する		き、同号の農林水	二条第三頁第四号の規定	となっている。 とうしょう はんきょう かんきん はんしょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	別伐倒駆除を命令	条第二項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三	する等の件 一九 三	項第四号に掲げる	条第一項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三	する等の件 一九 三	貝角一号こ曷ギ項の規定に基	森林病害虫等防除法第	する件	る件の一部を改正		・	自経が 自己・ いこの他の行為によっ	十六条の規定に基づき、	十七条第一項及び第百六	農業保険法施行規則第百	件 一八	――保安林の指定を解除する	保安林の指定をする件 一八 六	農薬の登録が失効した件 一七 七	農薬を登録した件 一七 七	肥料を登録した件ー七・デー	四半年学录・二十二二	――保安林の指定をする件 一七	関する告示 一四 51 九	セグロウリミバエ	肥料の登録が失効した件 一四 51 九六	があった件 一四 51 九六	701	外国生産業者の名称並び	生産業者の住所及び登録
一 九 55	の一部を改正する 四八四―		に基づき、同号の農林水 四八二 保安林の指定をする件 四七五―保安林の指定をする件	二条第三頁第四号の規定	妻参写代と登金融重長等 する等の件 一力 四 る予	別は倒駆除を命令	項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三 四七四 :	する等の件 一九 三	項第四号に掲げる 四七三	条第一項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三	する等の件 一九 三	貝第一号こ掲げる	森林病害虫等防除法第三	する件 一八 七	る件の一部を改正	臣が定める点数等 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	月等が負担すべき	四七〇 肥料の登録が失効した件	十六条の規定に基づき、 あった件	十七条第一項及び第百六 住所の変更に係る届出が	農業保険法施行規則第百 四六九 :	件 一八	保安林	「保安林の指定をする件 一八 六 格の	農薬の登録が失効した件 一七 七 四六七	農薬を登録した件 一七 七	肥料を登録した件ー七	四半年学录・二十二二	保安林の指定をする件 一七 四	関する告示 一四 51 九六	セグロウリミバエの緊急	肥料の登録が失効した件 一四 51 九六	があった件 一四 51 九	料の名称の変更に係	外国生産業者の名称並び	生産業
一九 55 三0 四九0	の一部を改正する 四八四一には、いう話しいのは、	四八三 肥料を登録し	き、同号の農林水 四八二 四八二 四十五 四十五	二条第三頁第四号の規定		別は倒駆除を命令	項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三 四七四 :	する等の件 一九 三	項第四号に掲げる 四七三 出願な表後に品種登録出	条第一項の規定に基づ	森林病害虫等防除法第三	する等の件 一九 三 写 111	貝第一号こ掲げる -	森林病害虫等防除法第三	する件 一八 七	る件の一部を改正	臣が定める点数等		1年が1月1日では、1000年の他の行為によっ 四七〇	の規定に基づき、	第一項及び第百六 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業保険法施行規則第百 四六九	件 一八 六	――保安林の指定を解除する 四六八 肥料	「保安林の指定をする件 一八 六 格の	農薬の登録が失効した件 一七 七 四六七 農産物漬物	農薬を登録した件 一七 七 世プラ	肥料を登録した件 一七 プ 四五九一	四半手発表して井	- 保安林の指定をする件 - 一七 四 る利率を定める件の一部	関する告示 一四 51 九六	セグロウリミバエの緊急	肥料の登録が失効した件 一四 51 九六	があった件 一四 51 九六 四五八 豊業経営基盤強化促進法	料の名称の変更に係	外国生産業者の名称並び	生産業者の住所及び登録 四五七

令和 7 年4	4月8日 火曜日	官報目録	(第 1440 号付録)	3月目録 26
五 〇 五	五 五四 四 〇 〇九 九 四 三六 五	四 九 四	四 四 九 九 三 二	四 九 一
一 語を改正する告示一 語を改正する告示 一 農業の担い手に対する経 管安定のための交付金の		上 1 日十九日に発生した大火による災害に係る同条		合連合会を指問法施行令法により、大産大臣が指十六第三項にでいった。
$\frac{\Xi}{2}$ Ξ		二 八 68	二 八 八 68	日 号 外
八七		三五四	蓋 六	ジペ
Ξ		_	Ξ Ξ	五〇九
業者を指 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	十八条第二条 (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	■ 野 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男	るる四施密流方の流	農産物規格規程の一部を 改正する件 大臣が定める金額を定め 大臣が定める金額を定め 大臣が定める金額を定め る件の一部を改正する件
<u> </u>	七 六 46	0	省 二 二 二 八 68 68	省 、 三
七四	造 五	四	弄 <u></u>	四九七九四
三 三 五 四	≣	= = - = O	二 二 二 七	二 二 二二 六 五 四三
件 件 信 高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する			実施に関する指針の一部を改正する告示 を改正する告示 を改正する告示 を改正する告示 金属産業の事業適応の実 施に関する指針の一部を 施に関する指針の一部を 改正する告示 改正する告示	
三 元 元 68	元 七 66		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\frac{\square}{\Xi}$ $\frac{\square}{\Xi}$
六	-			元 七
	9 <u>9</u> <u>9</u>	四 〇 九	亮	
- 電気事業法施行規則第五 十二条の二第一号ロの要件等に関する告示の一部 を改正する告示 三一 71 九壹 く資するものとして経済 産業大臣が定める基準を 廃止する告示 三一 特 25 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		等を定める告示 三 7 大札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等におけるインバランスリスク単価 二 7	の	再生可能エネルギ の利用の促進に関 の利用の促進に関 を を が解体等積立基 を でめる件 でめる件 でめる件 でめる件 でめる件

27	7	ŕ		ı 7	4	<u> </u>	1. 月	8	3 ⊨	1	火	曜日	3				ĺ	字章	报目	金	录		(第	1 4	44	1C	号	付	録)			3)	月 目	目録				
		_	-								四九						匹八	1						四七							匹六]							四 五
	する現各を定める牛の一等の検査及と再検査にま	等) 強道車両に固定する容器	C経済産業省。 国土交通省		女三十ら音号	巨が巨める要件の一部を	るものとして経済産業大	業の成長発展が見込まれ	一項第六号に規定する事	三十九条の三十四の三第	租税特別措置法施行令第	告示	載事項の一部を改正する	関する契約の契約書の記	三号口に規定する投資に	行規則第十一条第二項第	中小企業等経営強化法施		和の	巨の忍官に関する手売り	頃に規定する経済産業大	から第四項まで及び第六	第二十一条の十五第二項	租税特別措置法施行規則	る告示	める基準の一部を改正す	として経済産業大臣が定	に特に著しく資するもの	よる環境への負荷の低減	うちエネルギーの利用に	生産工程効率化等設備の)		基準の一部を改正する告	て経済産業大臣が定める	に著しく資するものとし	よる環境への負荷の低減	うちエネルギーの利用に	生産工程効率化等設備の
三 71 <u></u>			省	特 =0.7								三一特8						特	11.1 18						三一特8							特四里	8						
	六〇	- -)			一五九		五八							四			Ξ						=						Ξ										=
告示	の内容の基準等を定める登録更新講習機関の講習	る公示	所の所在地の変更に関す	特定試験事務を行う事務	指定試験機関の住所及び	き事業の認定をした件	土地収用法の規定に基づ	〇国土交通省	を改正する件	務大臣が定める量の一部	項第二号ニに規定する主	関する法律第十二条第二	及び再商品化の促進等に	容器包装に係る分別収集	を改正する件	量を調整する方法の一部	調整後温室効果ガス排出	臣が定める算定方法	環境大臣及び経済産業大	条第三項の規定に基づき	第四条第五項及び第十三	等の報告等に関する命令	温室効果ガス算定排出量	〇経済産業省、環境省	方法を廃止する告示	経済産業大臣が指定する	づき、国土交通大臣及び	第三項第二号の規定に基	消費税法施行令第十八条	る告示	の基準等の一部を改正す	器等製造事業者等の判断	関するエネルギー消費機	ルギー消費性能の向上に	等及び貨物自動車のエネ	造事業者等の判断の基準	エネルギー消費機器等製	消費性能の向上に関する	乗用自動車のエネルギー
五 44		三 42				三			三 71						三 42			三 42							三					三 一 71									
一 九		七四四				五			71 盎()						七三			七二							特8 吾					71 = =									
八七		八六			一 八 五			一 八 四			一 八 三			_ 八 二		一 八 一		一 八 〇			一七九		 :七 (七		七四一					七三	<u>t</u>	六四	六三	六二					一 六 一
都市計画に関する件	更を叩えた牛	那覇空港の飛行場灯火に	変更を加えた件	について告示した事項に	鹿児島空港の飛行場灯火	更を加えた件	ついて告示した事項に変	宮崎空港の飛行場灯火に	更を加えた件	ついて告示した事項に変	大分空港の飛行場灯火に	更を加えた件	ついて告示した事項に変	松山空港の飛行場灯火に	定する件	砂防法第二条の土地を指	出があった件	登録講習機関の廃止の届	あった件	出並びに変更の届出が	登録講習機関の登録の届	定を解除する件	砂防法第二条の土地の指	定する件	-砂防法第二条の土地を指	更する件	実施機関の講習委員を変	住宅状況調査技術者講習	講習登録規程により既存	既存住宅状況調査技術者	定する件	-砂防法第二条の土地を指	水先人に免許を与えた件	都市計画に関する件	一部を改正する件	告示第千二百八十七号の	づき、平成十一年建設省	二十一第三項の規定に基	建築基準法第七十七条の
一 一 八 四 5	1		一 四 51			一 四 51			一 四 51			一 四 51			四四		四四		四四			=		=		0					七 46		七	六	44				
ナ 七 ナ 	ե		九八		_	九八		_	九七			九七			四		四		Ξ_			八		七		五					11011		七	五	四四				
- - t	5				즛			_ O H								<u></u>	<u>5</u>		<u></u>	 ኢ ኒ	ー <u>ー</u> 九九 八七		ー 九九 六匹 	í	九三				九二					九一		九〇	八九		八八
市河川流域を指定する件を気者する川流域を指定する件	寺定部市可川及び寺定部を改正する告示	指定に関する告示の一部	を必要としない空港等の	項の国土交通大臣の許可	航空法第百二十六条第五	改正する件	第九百六十九号の一部を	昭和五十九年建設省告示	る者等を定める件	上の知識及び技能を有す	る者のそれぞれと同等以	号から第四号までに掲げ	及び同法第五十一条第一	ら第五号までに掲げる者	測量法第五十条第一号か	き事業の認定をした件	土地収用去の規定に基づいた。	は	定するとともに、直轄砂	-沙坊去第二条の土地を旨	都市計画に関する件	件	- 高速自動車医道に関する	等の一部を改正する告示	標準貨物自動車運送約款	示	告示の一部を改正する告	する告示の特例に関する	航行援助施設利用料に関	する告示	関する告示の一部を改正	料に関する告示の特例に	及び管理する空港の使用	国土交通大臣が設置し、	き事業の認定をした件	土地収用法の規定に基づ	都市計画に関する件	あった件	運輸審議会から答申が
二六	======================================					三 五 62 三			三 五 62 三						(二 四 30 七	-	<u></u>			$\stackrel{-}{=}$		-	力 55		一 九 55 二				一 九 55 二					九		九	八	

七 七 九 三 三

四 四七

三九

五

	令和 7	年4	4月	8	日		火曜					官	報目	目釒	渌			第	1 4	14	O 5	号付	録))		3 J] [録			28	3
	五五					- - - -		二 八		ニセ						7	=			二 五			:	二四	3		== =0		二 〇 九	(_ C /\	
する告示 おという。 おいては、 はないでは、 はないでは、 ないでは、	る倉庫用の建物及びその一項の規定の適用を受け第一項及び第四十八条第		める告示の一部を改正すが告示で定める場合を定	に規定する国土交通大臣	二十三条の四の五第二号	十三条の二第二号及び第二十三条の二第二号及び第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	毎上重送去砤亍見則第二件	―高速自動車国道に関する示	告示の一部を改正する告	指定区間の指定に関する	改正する告示	除に関する告示の一部をる実地記駁にこいての免	課程を修了した者に対す	航空従事者の養成施設の	臣が申請により指定した	の規定により国土交通大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	抗空去第二十九条第四項	等の一	造方法及び設置の基準を	建築物の	る告示 実施要領の一部を改正す	等の検討に係	発事業支	式会社海外交通	たに	運輸審議会牛名表に登載	"		高速自動車国道に関する	計画変更を認可した件	土地区画整理事業の事業	
二 八 68		二 八 68					六	二八			二 七 66						- - 6			-	_ E			-	二 七		二七	二六		二六		日
三 至 ———————————————————————————————————		芸益					六	六			<u>六</u>						- - -	ŧ		7	六				Бі.		五.	五		五		^
二二 四四 四三	四二	四		四〇		三九		三	三六		-	_ _ 	三四四			Ξ		Ξ		=======================================		== 九八						三七			-	
	水防警報を行う海岸を指水防法第十六条第一項の	川辺川ダムの建設に関すの一部を改正した件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	測量法第三十四条の規定	した件		防工事が終了した件を土地において、直轄砂	り砂防法第二条	I.	(- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	定める告示の一部を改正	科金を徴収しない車両を析等の方法に関する告示	自動車等の検査結果の分	工事が完了した件	岸保全施設に関する直轄		市河川流域を指定する件		/	定するとともに、直轄砂で防治第二第の出地を指	沙方法等 二条)		件	十一号の一部を改正する	国土交通省告示第六百九	に基づき、平成二十七年	三十五の五第三項の規定		部を改正する告示	通大臣が定める基準の一	資するも	流通業務の省力化に特に
$\equiv \equiv$	三二	Ξ	=		<u>=</u>		三		-	Ξ.		=		三			\equiv		二八		一八		二八						二八			
七七	七	t	-		七		七		_	七		六		六			六		68 <u></u>		68 클		68 촟						68 훞			
			五五				五五〇		二四九				二四八								- -	 四 七								二四六		二四五
Fは方奏等等では変き物があた場合の構造部分の安全性を確 を定める件	用Aと書楽勿又は書楽勿 り木質接着パネル工法を 地に従った構造計算によ 国土交通大臣が定める基	同項第二号イに規定する	一条第二頁第一号イ又は建築基準法施行令第八十	基準等を定める件	する安全上必要な技術的村気音分の村気ラスト	帯告部分の構告方去こ関 いた建築物又は建築物の				示する一音を配工で発	基準の一部を 女正する 置及て維持保全の 方法の	置なが推荐せるための措用構造等とするための措		る等の件の一音を改正す	る等の牛の一部を改圧す。必要な技術的基準を定め	特造方法に関する安全上	又は建築物の構造部分の	ネル工法を用いた建築物	める等の件及びC L T パートル 要な技術的基準を定	の構造方法に関する安全			成検査実施規程の一部を	事項を定める告示及び完	の額の算出に関し必要な	許可の申請に係る手数料	の指定又は特定改造等の特別を表している。	特定長置の型式こつれて特定共通構造部署しくは			定を解除する件	砂咕
三				三				₫		\equiv				Ξ								Ξ									\equiv	
71 <u></u>				71 尘				71 空		71 套				71 錇								7.									九	
二二六四	二六三		二 六 二	_		二 六 一		二六〇		_	-	 Ξ ቪ	Į.						二五八		五七		二五六				二五五五				五五四	_ 三 五
		正する件 第八百五十号の一部を改		部を改正する件	告示第三百三十九		改正する件第三百二十六号の一部を		改正する告示	を指定する告示の一部を	すり	ん 環竟への負苛の氐咸こ資	する指針の一部を改正す	主が講ずべき措置等に関	るようにするために事業	庭生活との両立が図られ	なる船員の職業生活と家	を行い、又は行うこ		する件書重の言事事項変更に移	計畫			実施規程	て特定整備を行う場合の	事業場以外の場所におい	五 自動車特定整備事業者が	更する件	実施機関の講習委員を変	住宅状況調査技術者講習	講習登録規程によ	二—既存住宅状況調查技術者
特8		三一 特8		三一 特8 吾究		4	三一	4	三一			三 71 杂	-						7	三一71		三一 71		三一 71				三一 71 杂				

29	令和 7 年 4 月 8 日 火曜日								官報目録									第	14	.40	O ⅓	号有	録)		3	月目	目録	:				
正する告示正する告示	第三頁の規定に基づく特告、 大気汚染防止法第十九条	容限度の一部を改正する 二〇 自動車排出ガスの量の許	更する件	一九 国立公園の公園事業を変	一八 国立公園の公園事業を廃	定する件	園の公	〇環境省	-	通信圏等についての一部上保安庁所属の海岸局の	等を行うことができる海	使用した遭難警報の受信	一二 デジタル選択呼出装置を	る告示 及て標識の一音を改正す	一 海上保安庁の船舶の番号	部を改正する告示	の実施に関する告示の一	協力をした者の損害哺賞が必要な摂助について	施工公長な受力についての保護のための措置の実	攻撃事態等における国民	安官の要請を受けて武力	に関する告示及び海上保		カーの一角には、これの一角には、これの一角には、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが		部を改正する告示	七船舶気象通報規程等の一	る告示の一音を改立する	カース 海上保安庁の船舶の番号		に関する公示	二 国際会議観光都市の認定	〇観 光 庁
七 46 三 七	七 46 三 三		四 43 二 〇	4	四 13 二 〇	四 43 一 九		7	三一71					三 九		二六 64 四五								- 7	64	一 八 54 一 六		三三四四			一 九 五		
する基本的な事項	去土壌の放射能濃度 二八 68 三一 の調査方法 二八 68 三一	る汚染の状況 二人 8	来放射	部を改正する告示 二八 88 亳0		処分に		終 - <i>i</i>	のない徐去土襄の要件 二八 88 三つ	汚染を生じさせるおそれ こり 4g07g アイト	14の内域を送して下り、 一方 6	経 たこし	(1月) 長前寶 長計 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大	二七 公害健康被害の補償等に		給付	関する法律第二十六条第	二六 公害健康被害の補償等に	する件 二六 64 四二	定める方法の一部を改正	規定に基づき環境大臣	準に関する省令の		然再生基本方針を変更	の一部を改正する件 一一 48 二六	き環境大臣が定める方法	二項第一号の規定に基づ		類対策特別	を改正する件 一一 48 一六	る基準の検定方法の一部	特別管理	二二 特別管理一般廃棄物及び
	<u> </u>	四										т —			<i>7</i> .	툿			五三七		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			五五						<u>^</u>			三四
方法の一部を改正する件き環境大臣が定める検定	水質汚濁防止法施行規則を改正する件 環境基準についての一部	地下水の水質汚濁に係る	一部を改正する件	境力目が定める土壌含有			一部を改正する件	量調査に係る測定方法の	境大臣が定める土壌溶出	第六条第三項第四号		部を改正する件物質の量の混分力法の一)対	境大臣が定める地下水に	第六条第二項第二号の環	、 土壤汚染対策法施行規則	する件			を改正する件	- 集に系る倹定方去の一部・ 環境大臣か定める排水基		についての一部を改正す		代行に関する件	に基づく国による措置の	る特別措置法第四十二条	境の汚染への対処に関す	れた放射性物質による環	電所の事故により放出さ	洋沖地震に伴う原子力発		
三 71 一	三 71 一	7	三 71 一				∃ 71 −				7	三 71 一					三 71 一		7	<u>≡</u> 71		71	: !		二 八 68								
1011	一 <u>力</u>		1017								-			m		m	1011	·m	7		m	カカ六 			=				m				— m
防止区域を指定する件の規定に基づき電波障害関する法律第三条第一項	を確保するための措置に 等の円滑かつ安全な活動 避し電波を用いた自衛隊	まる電波の伝搬障害を回った 原力多電波の伝搬障害を回		i i	める電子証明書を定める	の原子力規制委員会が定	則第二条第二項第二号二	進等に関する法律施行規	支術を舌用した一段の推	する去令に系る青報通言 原子力規制委員会の所管	〇原子力規制委員会	める件		四九 南西諸島陸産貝類に関す	基準の一部を改正する件	四八の水質汚蜀こ系る農薬登録の一音を改訂する件	一郎を女三十ら井山に係る農薬登録基準の	四七 生活環境動植物の被害防	改正する件		四六 臭気指数及び臭気排出強	法の一部を改正す	四五(寺定悪臭勿質の則定の方) 音を改立する件	大臣が定める検定方法の	「項の規定に基ごく環境	措置法施行規則第五条第	水質の保全に関する特別	のための水道水源水域の	四四 特定水道利水障害の防止	方法の一部を改正する件	環境大臣が定め	第九条の四の規定に基	四三 水質汚濁防止法施行規則

 ∃ ∃ ∃ ∃ ∃ ∃ ∃ 美

 \equiv

3月目録

加提供が決定された件 二五ついて、共同使用及び追	ナエ ファナカを施設及び区域に カエ ファナカを衆国の使用を	ア実	る射撃訓練を	る件		六二 海上における水上標的に	する件	対する射爆撃訓練を実	五九―海上における水上標的に	訓練	おける空対空射撃	示の一部を改正する	定	り、見けり	こ掲する去車布 子見則育 型無人機等の飛行の禁止	型無、幾季)そういの地域の上空におけ	五二―防衛省関係重要施設の周	改正する件	た告示の一部	象施設周辺地	象防衛関係施	防衛関係施設の区域並び	南関系施設及び当該対象 項の規定により、	`及		空における小型無人機等	重	五四七 // // // // // // // // // // // // //	四六	1	施する件	―毎上こおける村拏訓凍を ―毎上こおける村拏訓凍を	匠〇 自衛隊の使用する船舶の	目前嫁り起月にる沿白
																																		号 外 ジ・
000	 O九	九		七九	八.	<u>,</u> ,,,,	<u>六</u> し	<u></u>		<u>六</u> 八	七七九八	년 	しても	七六	七7	・ た 六 ヒ 六	六	五 :	五四六八	四七		三三五-	 E	ΞΟ			==	五		: : = :		_	六	七九
	一 一道路に関する件	八 都市計画に関する件	七 道路に関する件	五者可言画に関する作		六 道路に関する件		四のお市公園の供用を開始す	3年1月19年1日	〇― 道洛こ関する牛	九 都市計画に関する件	件		六 道路に関する件			,		六 都市計画に関する件	七 道路に関する件	○関東地方整備局	五道路に関する件	き事業の	O 土地収用法の規定に基づ	九 3 "		二 道路に関する件	き事業の認定をした件		- - - ナ - - - - - - - - - - - - - - - -		七 道路に関する件	〇東北地方整備局	実施する件 実施する件
一 一 九 八 55	七			_	-	<u> </u>	_)	-	t	七	t	î	六	五	<u> </u>	I D	<u>u</u>	Ξ	Ξ		三 71	58	3			一 七		-	<u> </u>)]	Ei.	- - - -	二六
<u> </u>	八	五.	五	7	ī	五	Ŧ	Ĺ	j	7	八	八		五	六	: +	7	ς	六	六			; =		=		七	四	D	四 王	ī. 7	<u>六</u>		五
 都 前	三七―道路に関する件	三六 都市計画に関する件	三三道路に関する件		二六一都市計画に関する件	二五 道路に関する件	る件	二四 都市公園の供用を開始す	三 道路に関する件		都市計画に関する件	一九 道路に関する件			一三一道路に関する件	二 都市計画に関する件	○中部地方整備局	一 七 "		一四 災路に移っる件			一〇 都市計画に関する件			三三六— "	五三五二				都市計画に関する件	 -	道路に関する件	一〇都市計画に関する件
71 7	<u>≡</u> 71	二 八 68	二 八 68		三 五 62	 58	七		<u>厂</u>	I	\equiv	_) {	1	七	Ξ		7	1 6	62					6	二 元 88	二 七 66	六		三 五 62	一 厄 60)	<u>=</u> 58	一 九 55
		岩兰	圭			五	八		Ŧi		九	t	i J	L	九	八		=======================================		= t	į E	īΞ	i t	i	-		力()	六	Ñ	<u> </u>	七		五五	兲
九 都市計画に関する件 九	.,)九 ""	都			三一 都市計画に関する件		=O "	二九 一道路に関する件	二六都市計画に関する件		る水深及び浸水の継続時		二四 洪水浸水想定区域並びに		五四五一″	四!四:		四二 道路に関する件	四:			三四 道路に関する件		二九 道路に関する件		二七都市計画に関する件	- 一 - <i>"</i>				一四 道路に関する件 (災益量)を発展
一 一 九 八 55	· _	<u> </u>	<u> </u>	<u>-</u>	<u>-</u>					二 七 66	四四	_ C)七					三 71	= + 66	_	<u>-</u> - 58	58		二 九 55	一八	七	七	四四	三	_	- ∃	<u>F</u> .	五三	三

一四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三六 〇沖縄総合事務局 三二 一都市計画に関する件	三 <u>一</u> 八 一 ″	. 二. 七: "		二一 九 <i>"</i>	一八一道路に関する件	〇北海道開発局	七四 一九 ″	四四八四一 "	四三 道路に関する件	四一者市計画に関する件			三十 道路に関する件	三六 都市計画に関する件	三三五匹	三三 道路に関する件	三二 都市計画に関する件	三一 道路に関する件	三二 〇九 ″	二八都市計画に関する件		二六 道路に関する件		二五 道路に関する件	"	二三 都市計画に関する件	<u>=</u> <u>=</u> _ "	二〇 道路に関する件
一 一 八 二 六 八 九 五	三 71 回	二七 66 二九	58 	8 !	一九 55 三〇	一四七		三 71 一0	二八 68 壹	二六七	ニナ	(62	二四 60 七八	二四 60 七八	二 58 三	一九 55 三			一四	二二九	七 一〇			三一71 0景	66	二四 60 七八	二四 60 七八	二 58 三
四 二	:	<u> </u>		= <i>j</i>	 <u>=</u> \		二九				四四		Ξ				t		五		四四		Ξ			-		一六	 五
	更があったことの告示係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等にの大阪府公安委員会	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変に、特別打負打算の一部に変		係る公示事項の一部	特	○京都府公安委員会 更があったことの告示		寺定元争旨定張力団等この滋賀県公安委員会	" 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	更があったことの告示			更があったことの告示		特定抗争指定暴力団等に要なる。	更があつままり告示例を公示事項の一部に変		〇愛知県公安委員会		更があつたことの告示例を公司事項の一音に変			更があったことの告示		特定抗争指定暴力団等この対象の対象を表現の		n
六	力		九		六			一 九			九力				九		7	ς.			一 九 ヵ	六			九			二 八 68	二六
六	t		七		六			七			六力	六			六		7	ς			六 7	六			六				七
																			二九			_ 八				=			五〇
																	ことの告示	項の一部に変更があった	指定暴力団に係る公示事		便があつここの告诉係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に	○宮崎県公安委員会	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に	更があったことの告示	係る公示事項の一部に変	特定抗争指定暴力団等に
																	六			7	ς.			六			— 力		
																	七			7	5			六			t	ì	